

**令和3年度第4回
地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会**

令和4年2月14日（月）
午前10時から12時まで
県庁別館9階特別第2会議室

次 第

1 開会

(1) 知事挨拶

2 議事

- (1) 未来を切り拓くDream授業開催報告、第3回総合教育会議開催結果報告
- (2) 才徳兼備の人づくり小委員会最終報告
- (3) ふじのくに「有徳の人」づくり大綱（案）及び教育振興基本計画（案）
- (4) 実践委員会及び総合教育会議での協議事項への対応状況
- (5) その他

3 閉会

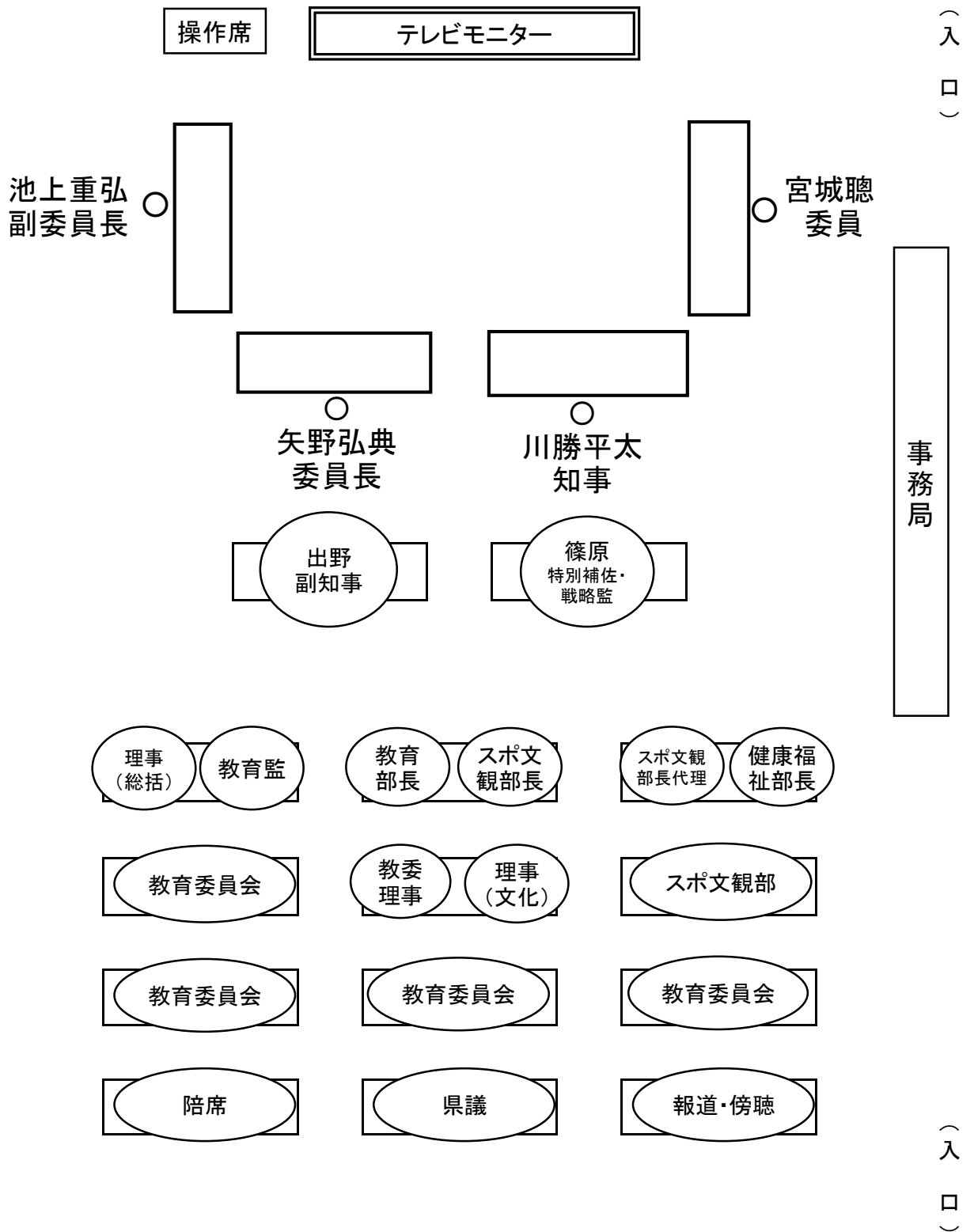
<配布資料>

- 資料1 未来を切り拓くDream授業開催報告
- 資料2 第3回静岡県総合教育会議開催結果
- 資料3 地域と連携した高等学校教育の在り方に関する報告（概要）
- 資料4 ふじのくに「有徳の人」づくり大綱（案）
- 資料5 教育振興基本計画の概要（案）
- 資料6 次期大綱及び教育振興基本計画に関する意見等
- 資料7 令和3年度実践委員会及び総合教育会議の主な成果
- 資料8 本年度の実践委員会及び総合教育会議における主な意見

<別冊資料>

- ・未来を切り拓くDream授業報告書
- ・才徳兼備の人づくり小委員会「地域と連携した高等学校教育の在り方に関する報告」
- ・教育振興基本計画（案）
- ・実践委員会及び総合教育会議での協議事項への対応状況等

令和3年度第4回地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会座席表



地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会委員一覧

(委員長、以下 50 音順、敬称略)

氏名	役職	備考
やの ひろのり 矢野 弘典 (委員長)	(一社) ふじのくにづくり支援センター理事長	県庁
いけがみ しげひろ 池上 重弘 (副委員長)	静岡文化芸術大学英語・中国語教育センター長	県庁
かたの けいすけ 片野 恵介	有限会社片野牧場専務取締役	WEB
かとう あきこ 加藤 暁子	日本の次世代リーダー養成塾専務理事、事務局長	WEB
ささき としはる 佐々木 敏春	中部電力株式会社常務執行役員静岡支店長	WEB
さとみ かずひろ 里見 和洋	(公財) 全日本空手道連盟専務理事	WEB
しらい ちあき 白井 千晶	静岡大学人文社会科学部教授	WEB
とよだ ゆみ 豊田 由美	ちや ^き の生代表	WEB
ふじた ちひろ 藤田 智尋	静岡県立大学国際関係学部	WEB
ふじた ひさのり 藤田 尚徳	株式会社なすび専務取締役	WEB
ほしの あきひろ 星野 明宏	静岡聖光学院中学校・高等学校長	WEB
まつむら ともよし 松村 友吉	株式会社いちまる代表取締役社長	WEB
マリ クリスティーヌ	異文化コミュニケーター	WEB
みやぎ さとし 宮城 聡	(公財) 静岡県舞台芸術センター芸術総監督	県庁
もりや あきこ 森谷 明子	日本画家、静岡ユネスコ協会常任理事	WEB
やまうら 山浦 こずえ	NPO 法人キャリア教育研究所トリームゲート代表理事	WEB
やまもと まさくに 山本 昌邦	(一財) 静岡県サッカー協会副会長	WEB
わたなべ たえこ 渡邊 妙子	(公財) 佐野美術館理事長	WEB

令和3年度の「未来を切り拓く Dream 授業」及び同窓会の開催結果

(総合教育課)

1 要 旨

令和3年度の「未来を切り拓く Dream 授業」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、前・後期に分けて開催することとし、前期はオンライン、後期は対面（1泊2日）で開催した。また、過去2回の「未来を切り拓く Dream 授業」の参加者による同窓会を初めて開催した。

2 未来を切り拓く Dream 授業

(1) 開催概要

日 程	前期	8月17日（火）～ 8月19日（木）
	後期	12月27日（月）～ 12月28日（火）（1泊2日）
方 法	前期	オンラインによる講義
	後期	対面による講義、グループディスカッション及び発表等
場 所	前期	各参加者の自宅等
	後期	県総合教育センター（掛川市）
参 加 者	前期	県内の中学1・2年生30人（応募者104名から抽選）
	後期	県内の中学1・2年生26人（前期参加者中4人欠席）
主な内容	前期	<ul style="list-style-type: none"> ・講義（講師6人及び1団体） ・SPAC俳優による表現指導
	後期	<ul style="list-style-type: none"> ・講義（池上講師） ・ALT・国際交流員、過去参加者との交流 ・グループディスカッション・発表（テーマ：理想の学校をつくろう）

(2) 講師（50音順・敬称略）

※役職は開講当時

講 師	役職等
池上 重弘	静岡文化芸術大学英語・中国語教育センター長、実践委員会副委員長
小野澤宏時	ラグビー元日本代表、アザレア・セブンチームディレクター、県教育委員
加藤 種男	アーツカウンシルしずおかアーツカウンシル長
加藤百合子	(株)エムスクエア・ラボ代表取締役
川勝 平太	県知事
杉田 精司	東京大学大学院教授
矢野 弘典	(一社)ふじのくにづくり支援センター理事長、実践委員会委員長
SPAC劇団員	(公財)静岡県舞台芸術センター



川勝知事による講義（前期）



国際交流員・ALTとの交流（後期）



グループディスカッション（後期）

(3) 受講者アンケート結果（前期、後期終了後にそれぞれ実施）

ア 「未来を切り拓く Dream 授業」に参加して良かったか

項目	前期		後期	
1 とても良かった	22人	73.3%	20人	76.9%
2 良かった	6人	20.0%	6人	23.1%
3 普通	1人	3.3%	0人	0.0%
4 あまり良くなかった	1人	3.3%	0人	0.0%
計	30人	100.0%	26人	100.0%

イ 参加者の主な感想

<前期>

- ・自分もこんな大人になりたいと将来について夢がたくさん持てた。
- ・オンラインでも楽しくコミュニケーションが取れてうれしかった。
- ・実際に行って体験したり友達をつくったりすることも楽しみにしていたので残念だった。

<後期>

- ・多くの人との交流があったことで、仲間がたくさんできた。
- ・グループディスカッションを通して、仲間との話し合いの仕方、司会の方法、相手との意見の妥協点の見付け方など、豊かな経験になった。
- ・受講する前よりも自分を知り、自信が出てきて、新たな自分を見付けることができた。

3 「未来を切り拓く Dream 授業」同窓会

(1) 目的

過去2回の「未来を切り拓く Dream 授業」の参加者の現在の夢や目標、生活の様子等について情報交換する場を設けることで、県内各地で努力し続ける仲間の姿から刺激を受け、自らの能力を更に伸ばす機会とする。

(2) 開催概要

日程	12月19日（日） 午前10時から12時まで
場所	静岡県庁
参加者	27人（平成30年度参加者13人、令和元年度参加者14人）
内容	・近況報告（参加者全員によるリレートーク） ・グループワーク・発表（テーマ：夢を叶えるために必要なこと） ・3期生へのビデオレター作成

(3) 参加者の主な感想

- ・自分の夢に向かって頑張っている人から刺激を受け、自分の夢につなげるきっかけになった。
- ・何を頑張っているのかや夢を叶えるためにどうすればいいのかについて同世代の人たちと話せ、とても刺激を受け、これからの自分のために頑張ろうと思うことができた。
- ・皆が2・3年で何かしら成長していると聞き、すごいと思った。このような機会はなかなかないのでとても楽しかった。
- ・同窓会に参加したメンバーは、どの人も輝いていて、自信に満ちていると感じた。自分もこのままではいけないと思うので、もし次があれば自信を持って参加できるようになりたい。

令和3年度 第3回静岡県総合教育会議 開催結果

1 開催日時 令和4年1月18日（火）午前10時から11時45分まで

2 開催場所 静岡県庁別館8階第1会議室

3 出席者

静岡県知事	川勝 平太
教育長	木苗 直秀
教育委員	渡邊 靖乃
	藤井 明
	伊東 幸宏
地域自立のための「人づくり・学校づくり」 実践委員会副委員長	池上 重弘

4 議事

- (1) 才徳兼備の人づくり小委員会中間報告
- (2) 教育に関する大綱（素案）及び教育振興基本計画（素案）
- (3) 静岡県教育振興基本計画（2018年度～2021年度）の評価（報告）

5 出席者発言要旨

(1) 議題1：才徳兼備の人づくり小委員会中間報告

- ・小委員会の提案と現場の教職員の考え方や価値観が乖離していると感じる。小委員会の提案をどのように現場に伝えていくかが重要な課題となる。提案の具体化に向けては、教職員の意識改革を図っていかなければならない。
- ・「地域」は、ローカル・コミュニティだけでなく、実社会も含まれるほか、グローバルな視点も欠かせない。「地域」という表現だけで済ませてしまうと小委員会の思いが正確に伝わらないかもしれない。
- ・ICTの活用はもっと大胆に考えてもよい。教科書を使って教えることが人工知能等で代替され、教員の役割がファシリテーター、コーチ、ガイドのようなものになっていく。そうした中で人間性教育や情操教育等の対面を必要とする教育の重要性が増していく。
- ・業務の空白やダブリが生まれぬよう、教員とコーディネーターの役割分担や権限を整理しておく必要がある。一方、ICTの導入により教員の業務の質が変わり、教員は精神的・時間的に余裕が生まれるので、将来的には、コーディネーターが必要な時代から脱出し、教員が関われる時代が早く来てほしい。
- ・小委員会の提案を速やかに実現するため、具体化に向けてのロードマップを示してほしい。そして、実現を後押しするためにも、大学の教職課程や教員の研修の中に、提案の内容が組み込まれていくことが不可欠である。
- ・小委員会では地域連携を進める高校の先進事例を中心に調査を行っているが、地域連携を進めたい気持ちがあってもうまく進まない理由を分析するため、先進事例以外の高校の調

査をする必要がある。

- ・地域連携を阻む要因として、大学入試では点数が大事という意見もある。大学入試と探究活動の兼ね合いをどう整理していくかが課題である。
- ・地域連携の注意点として、生徒に地域へ留まってもらいたいという地域の方の気持ちが強すぎる点が挙げられる。高校と地域連携の本来の目的は、生徒が自分の可能性に気付いて人間的に成長すること、地域側にとっては社会教育等の学びにつなげていくことであり、その点がぶれないようにする取組が必要である。
- ・地域連携による探究学習を行うに当たっての課題は、生徒が地域の方の空気感の中で大人に寄り添った提案になってしまう点が挙げられる。探究学習を進めるに当たっては、専門人材のファシリテーションが必要である。
- ・人口減少で高校の小規模化が進む中、高校が単独で教育活動を進めるのではなく、近隣校との間でのハード面や人的リソースの共有、コストの共通負担が必要である。小委員会の提案にあるオンラインプラットフォームはその解決策の一つである。
- ・探究学習に当たっては、公教育の役割として、誰一人取り残さないようリーダーシップのある生徒だけでなく、多くの生徒が関われる工夫が必要である。
- ・必要なのは探究的な学習をいかに進めていくかということであり、地域連携はあくまで探究学習の選択肢の1つと捉えていくべきである。
- ・オンラインプラットフォームの機能に学習面での学校間連携についても追加する必要がある。例えば、1つの自治体に複数の高校がある場合、複数校バラバラでなく、1つの課題を複数校の生徒が探究することもあり得る。この際の空間・時間的距離の克服のためのツールとしてICTを利用していくことが必要である。
- ・コーディネート専門人材は、ボランティアではなく相応の待遇を与えるということに賛同する。大学では産学連携や地域連携を進めるマネジメントプロフェッサーを配置しているが、高校でもそうした人材が必要である。そうした人材は学校が個別に用意するより、プラットフォーム等で人材をプールし、雇用する仕組みが必要である。
- ・小委員会で取り上げた高校の事例で分かるように、高校によって置かれている状況は違うので、各高校で目指すべき在り方は違う方がよい。
- ・地球より小さいものはすべて「地域」であり、グローバルな概念である。学校にとっては、卒業生の行く先のすべてが「地域」である。「地域」はフレキシブルな概念であるので、地元コミュニティということだけで捉えない方がよい。
- ・ICTの導入等により教員の役割は中長期的には変わっていく。同時に、地域自立のための教育により、高校のカリキュラムに独自性を出していくべきである。
- ・高校は、学業をしながら人格形成を図る場なので、地域貢献が学問を妨げてはならない。探究といっても幅広いので、探究の手法の1つが地域貢献であることを認識する必要がある。
- ・校舎の教室が余っていく中、学校施設の複合化は面白い。各学校の実情に応じて複合化を検討してもよい。

(2) 議題2：教育に関する大綱（素案）及び教育振興基本計画（素案）

- ・小委員会の提案は、高校をベースにしているが、義務教育での応用も可能である。教育振興基本計画に小委員会の提案のエッセンスを盛り込んでほしい。
- ・重点施策について、教育委員会の担当課が推進すると同時に、重要プロジェクトは、組織横断的なタスクフォースを若手中心に組成し、斬新なアイデアを取り入れて実現していくことが考えられる。
- ・「徳」に対して崇高すぎて自分が及ばないのではないかというイメージを持つ方が県民の中にいるのではないかと心配していたが、「有徳の人」についての記載が具体的になり、「自分にもできることがある」、「日々の生活の中のことなのだ」ということが非常に伝わりやすい表現になった。
- ・ジェンダー平等やパートナーシップ制度、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、北欧等では、性別に関わらず大切にシ合っていかなければならないという人権としての扱いで幼稚園の頃から教育が行われている。教育先進県として、このような先進的な人権の知識を積極的に身に付けていくことについて、計画の行間に取り入れてほしい。
- ・アンコンシャス・バイアスということで、意識しない中にももの見方の偏りがある。それが悪いことではなく、自分の中にはもの見方の偏りがあるということを知覚するだけでも、世の中の見方が変わりお互いに優しくし合える。このような部分も計画に取り入れ、全ての年代に広がっていくとよい。計画の様々な新しい施策が実現されていくためには、生涯学習として全ての年代の方々が理解することが大事なので、重点的な取組として扱ってほしい。
- ・大綱の考え方を個々の教員や県民に共有してもらえりような戦略を考えていく必要がある

(3) 報告事項：静岡県教育振興基本計画（2018年度～2021年度）の評価

- ・新型コロナウイルス感染症が下火になっても次の感染症の可能性もある。これを機にどのような状況であっても学びを止めないという考え方が計画に取り入れられるとよい。

6 知事総括

- ・小委員会の報告の計画への取込み方については、実践委員会で議論していただき、事務局とも調整の上、次回の総合教育会議に諮る。
- ・次期の大綱や計画を周知する方法を考えなければならない。座談会を記事にしてもらうなどメディアを活用する方法も考えられる。事務局で工夫してほしい。

地域と連携した高等学校教育の在り方に関する報告 ～地域連携の仕組みづくりと人口減少を見据えた高等学校教育の推進～

令和4年2月14日
才徳兼備の人づくり小委員会

はじめに

I 高等学校における地域と連携した取組の進め方等

1 地域と連携した取組の進め方等

- (1) 地域と連携した取組を必要とする背景
 - ア 社会に開かれた教育課程の推進
 - イ 地域に開かれた学校づくり
- (2) 地域と連携した取組による成果
 - ア 事例調査の実施
 - イ 地域と連携した取組の成果
 - ・地域連携による生徒への効果
 - ・地域連携による学校運営や教職員への効果
 - ・地域連携による地域社会への効果
- (3) 地域と連携した取組を進める上での課題
 - ・高校における「地域」の定義の困難さ
 - ・地域と連携した取組の属人化
 - ・教職員の負担増

2 地域と連携した取組の拡大方策

- (1) 取組拡大のための基本的視点
- (2) 取組拡大のために必要な方策
 - ア 高等学校と地域社会のプラットフォームづくり
 - イ 地域連携人材の戦略的な確保・育成
 - ウ 先進事例に関する積極的な情報発信による水平展開

3 地域と連携した取組の具体的展開

- (1) 魅力ある高等学校教育のためのオンラインプラットフォームの設置
 - ア オンラインプラットフォームの必要性等
 - イ オンラインプラットフォームの5つの特徴
 - ウ オンラインプラットフォームの全体像
- (2) 「コーディネーター専門人財」の育成・配置・ネットワーク化
 - ア 「コーディネーター専門人財」配置の意義
 - イ 「コーディネーター専門人財」の機能・職務・育成の在り方
 - ウ 「コーディネーター専門人財」のノウハウの共有

II 人口減少を見据えた高等学校教育の在り方

1 本県における人口減少の現状と課題

- (1) 本県における人口減少の現状
- (2) 人口減少に伴う本県の高等学校教育における課題
 - ア 人口減少による地域の変化
 - イ 生徒数の減少下における教育の質の維持
 - ウ 定員割れによる危機感
 - エ 衰退と衰退感
 - オ 学校と地域の連携のジレンマ

2 前提として考慮すべき視点

- (1) 人口減少社会への対応戦略
 - ア 人口減少に対抗する魅力化戦略
 - イ 人口減少下での生き残り戦略
- (2) ピンチをチャンスに変える発想への転換
 - ア 資源の減少と効率的活用
 - イ 地域課題を教育資源にする実践
 - ウ ピンチをチャンスに
- (3) 地域における学びのセーフティネットとしての高等学校の役割
 - ア 高等学校における福祉的機能
 - イ 魅力化・特色化を進めても見落としてはならないもの

3 魅力ある高等学校教育の方向性

- (1) 人口減少に応じた高等学校教育改革
 - ア これまでの高等学校教育改革の動向
 - イ 既存の枠組みを超えた新たな高等学校教育システムの必要性
- (2) 地域の核としての高等学校
 - ア 高等学校における地域概念
 - イ 地域の課題解決の学びを通じた高等学校の魅力化
 - ウ 地域のニーズや実情に応じた多様性のある高等学校教育の在り方
 - エ コミュニティ・スクールの活用
 - オ 学校施設の複合化
- (3) ICTを活用した新たな展開
 - ア ICTが切り拓く教育DXとその未来
 - イ ICTを活用した教育の質の維持・向上

おわりに

地域と連携した高等学校教育の在り方(概要)

令和4年2月14日

才徳兼備の人づくり委員会

I 高等学校における地域と連携した取組の進め方等

1 地域と連携した取組の進め方等

(1) 地域と連携した取組を必要とする背景

- 地域とは高校周辺の物理的空間に限らず実社会を含む概念
- 地域と連携した多様でリアルな学びを通して持続可能な社会の創り手の育成を推進
- 地域社会も教育に関わり、生徒一人ひとりの特性等に応じた多様性への対応が必要
- 地方創生や持続可能な地域づくりにおいて、高校の果たす役割への期待は増大

(2) 地域と連携した取組による成果

- 生徒の意識に変化をもたらし、将来的に社会で必要となるスキルの習得機会になる
- 生徒は地域の人々とのつながりを通して自己肯定感を高めている
- 教職員間の協働関係強化等の効果、教員の意識や授業方法の変化等をもたらす
- 地域の魅力や課題を知る機会となり、地域を担う人材の育成に寄与

(3) 地域と連携した取組を進める上での課題

- 前提として、各高校にとっての「地域」について共通認識を持つことが必要
- 属人的な取組や一過性の盛り上げで終わらせないためには一般職員の意識改革が課題
- 多忙な教職員が新しいことに取り組むには業務のスリム化による時間捻出が必要
- 各校で活動するコーディネーターを育成する仕組みや処遇の在り方が課題

2 地域と連携した取組の拡大方策

(1) 取組拡大のための基本的な視点

- 地域連携や「総合的な探究の時間」の取組が求められている一方、学校組織全体での取組等が不十分なケースもあり、教職員の不安や負担に対するフォローが必要
- 新たな取組への前提として、業務のスクラップ・アンド・ビルドの徹底、「学校の働き方改革」の一層の推進、教職員の意識改革のための環境構築が必要

(2) 取組拡大のために必要な方策

A 高等学校と地域のプラットフォームづくり

- 地域の多様な人材の確保・配置、学校に関わる多様な組織・団体や産学官の関係機関との連携を行うプラットフォーム（基盤）づくりを進めることが不可欠
- 地域連携を進める先進校では、コンソーシアム（共同体）の構築が有効に機能
- コンソーシアムの意思決定や予算権限等の体制の在り方は更に検討が必要

イ 地域連携人材の戦略的な確保・育成

- 地域連携を進める先進校では、管理職のリーダーシップによる主導、中核となる教員による先導、一般教員への伝導のプロセスにより学校組織全体での取組に発展
- 地域連携に関わる人材を①中核教員、②一般教員、③外部コーディネーターの3層のターゲットに分け、戦略的に取組を立案・実行していくことが必要

(3) 先進事例に関する積極的な情報発信による水平展開

- 地域連携事例を積極的に発信し、教員や生徒、保護者に浸透させることが必要
- 高校の魅力化・特色化を高校生自らが中学生に発信する機会を設けることが必要

3 地域と連携した取組の具体的展開

(1) 魅力ある高等学校教育のためのオンラインプラットフォームの設置

- 地域連携に取り組む中核的な教員がいる一方、ノウハウ共有化のための全県規模の仕組みがなく、各学校の地域と連携した取組に格差が生まれることが懸念
- 県全域の探究学習と地場教育の質を高めるためオンラインプラットフォームを構築
 - ・コアなメンバーの想いや情報が熱伝導で広がっていくイメージが基本コンセプト
 - ・探究授業のアーカイブ化、ノウハウ共有、講師手配等の5つの特徴を持つ仕組み
 - ・会員制の仕組みで、教員の負担軽減を図るための各種フォーマットが入手可能
- オンラインプラットフォームの構築は、学校現場の教員の思いを汲んだ仕組みとしていくため、段階的に推進
 - ・地域と連携し先進的に探究活動に取り組む高校の事例を県全域で共有する機会として「(仮称) 探究シンポジウム」を開催（教員によるワーキングチームで企画）
 - ・オンラインプラットフォームのシステム構築に向けては、引き続きワーキングチームで検討し、学校現場の教員の意見を反映した使い易い仕組みを設計



(2) 「コーディネーター専門人財」の育成・配置・ネットワーク化

- 地域と学校を熟知した「コーディネーター専門人財」によるコーディネーター機能が地域資源や地域の特色を生かした探究学習等の教育活動の鍵
- 「コーディネーター専門人財」の役割は、外部人材との連絡調整、キャリア教育プログラムの編成・調整、イベントの推進・補助、授業の実施・補助、学校間連携・ネットワークの組織化、学校で活用可能な外部の教育資源の開拓・導入等
- 養成方法は、「資格・認定証型」と「ネットワーク型」の2種類
- キャリアイメージは、教員の退職後のセカンドキャリアとして位置付ける場合等ライフステージに応じた多様な形態を想定
- 「コーディネーター専門人財」の確保・育成とともに、安心して働ける雇用条件・給与条件を担保した制度整備が必要
- 中核となる「コーディネーター専門人財事務局」を設置し、ノウハウの蓄積・提供、コーディネーターに関する情報提供等を行っていくことが必要

Ⅱ 人口減少を見据えた魅力ある高等学校教育の在り方

1 本県における人口減少の現状と課題

(1) 本県における人口減少の現状

- 本県では、人口減少が加速し、ピーク時に比べて19万人程度減少
- 出生数は、2003年の34,601人が2020年には22,497人に減少し、更に減少の見込み
- 中学校卒業生数は、2020年3月の33,396人が2029年3月には3万人を下回るとともに、その後も減少を続け、2035年には現在から1万人程度減少する見込み

(2) 人口減少に伴う本県の高等学校教育における課題

- 人口減少地域では、地域コミュニティの衰退とともに、家庭や地域における教育機能の弱体化が懸念され、学校の小規模化にも拍車がかかり、更に厳しい状況が想定
- 生徒数減少による高校の小規模化に伴い、公立高校の教員定数減により、生徒の学習ニーズに対応した科目開設・習熟度別教科指導や部活動の生徒・指導者の確保が困難になるなど、教育の質が維持できなくなる状況が懸念
- 高校の定員割れは全国的に広がっている状況であり、公立高校といえども魅力化・特色化なくして生き残りが難しい時代に突入
- 令和2年4月からの私立高校授業料実質無償化に伴い、保護者や中学生が学びたい高校を自ら冷静に選ぶ時代が到来し、公私が共に教育の質を高め合うことが不可欠
- 生活不便を来す「衰退」と心理的な「衰退感」を別問題として捉えることが必要
- それぞれの高校の教育ビジョンの目標に基づき、優先順位を定めた上で地域の持つ特性を選択し、戦略的に学校に取り入れていく方向性が重要

2 前提として考慮すべき視点

(1) 人口減少社会への対応戦略

- 人口減少が避けられない中では、人口減少を前提とした上で、教育の質の維持・向上を図るための新たな戦略を構築していくことが必要
- 人口減少に抗う「人口減少に対抗する魅力化戦略」、人口減少の中で生き方を考える「人口減少下の生き残り戦略」のいずれとするか戦略の軸を定めることが重要

(2) ピンチをチャンスへ変える発想の転換

- 人口減少により生じるマイナス要因をいかに最小に抑え、限りある人的資源や物的資源をいかに効率的に活用するかがポイント
- 熱海高校や榛原高校の地域連携の取組は、人口減少による地域の危機が契機となり、地域課題を自分事として捉え課題解決を行う探究的な学びの充実につながっている
- 地域連携の先駆的取組は、人口減少というピンチをチャンスに変える発想の転換によるものであり、生徒は地域課題に取り組む大人との関わりを通して、「衰退感」による負のイメージを教育の力によって希望のあるものに転換することに成功
- 本県を魅力ある「教育県」として移住・定住人口を拡大していく方向性も必要

(3) 地域における学びのセーフティネットとしての高等学校の役割

- 生徒数の量的側面に焦点化した高校再編等が行われてきたが、人口減少に加え、教育格差等の諸課題がある中、地域の学びのセーフティネットとしての質的側面も重要
- 高校は社会とつながる最後の砦であり、入学後の学習内容とのミスマッチによる中途退学や家庭・社会環境により多様化する生徒の実態に即した学びのセーフティネットの充実も併せて考えていくべき

3 魅力ある高等学校教育の方向性

(1) 人口減少に応じた高等学校教育改革

- 生徒数等を主要なバロメーターとした学校再編が中心だったが、様々な選択肢の中から既存の枠組みを超えた新たな高校教育システムの在り方を構想していくことが必要
- 高校は地域コミュニティの核として、地域振興やまちづくりと密接不可分であり、地域と一体となった「地域とともにある学校づくり」が必要

(2) 地域の核としての高等学校

ア 高等学校における地域概念

- 高校の「地域」の定義が一様でないことを前提とし、各校のグランドデザイン等により固有の地域コミュニティを定義することが必要
- 地縁を基盤とした「ローカル・コミュニティ」だけでなく、教育や地域発展への関心を媒介としてつながる「テーマ・コミュニティ」として地域を捉えることが必要

イ 地域の課題解決の学びを通じた高等学校の魅力化

- 地域の課題を教育資源とし、高校生が地域と一緒に課題解決に取り組む探究的な学びを提供することで学校の魅力化・特色化につなげる高校教育改革が全国的に展開
- 地域資源を生かした魅力や特色のあるカリキュラム開発を進めていくことが必要

ウ 地域のニーズや実情に応じた多様性のある高等学校教育の在り方

- 教育の特色や地域実態による多様な高校の選択肢や通学可能な範囲の高校を望む県民ニーズを踏まえた学校経営が必要

エ コミュニティ・スクールの活用

- コミュニティ・スクールによる地域と学校の密接な協働関係の構築は、本県独自の強みや高校の魅力を生み出す起爆剤となり、設置拡大と内容充実が望まれる

オ 学校施設の複合化

- 人口減少地域では、公共施設の統廃合が進む中、学校に生涯学習施設や福祉施設等を複合化し、高校を地域コミュニティの中心に位置付けことも検討の余地がある
- 学校施設の複合化は、ハード面の効果だけでなく、高校生と地域住民の日常的な交流が可能となり、地域における新たな学びを創出するソフト面での効果も期待

(3) ICTを活用した新たな展開

ア ICTが切り拓く教育DXとその未来

- 教育DXが切り拓く教育の未来は教育の変革であり、これまでの教育の枠組みを考え直さなければならない局面にあり、ICTはその有効なツール

イ ICTを活用した教育の質の維持・向上

- 地理的要因で通学困難な生徒への学びの保障として、ICTを活用した遠隔教育は有効
- 遠隔授業配信センターを開設し、複数の高校への授業配信を行うことで小規模校への多様な学びを提供する仕組みを整えた自治体も存在
- 本県ではICTを活用した学校間連携の実施はなく、これまでの本校・分校間の遠隔教育の研究蓄積を応用し、学校間連携による遠隔教育の可能性も検討することが必要
- メリット・デメリットを踏まえて遠隔教育を新たな学校間連携の形として進め、教育の質の維持・向上を図ることが必要

ウ ICTの活用による教育の可能性の広がり

- 地理的制約を超えることのできるICTは、その限界や課題も見据えつつ、教育の質の維持・向上に向け、様々な場面で活用し、教育の可能性を広げていくことが望まれる

ふじのくに 「有徳の人」づくり大綱

- 誰一人取り残さない教育の実現に向けて -

(案)

静 岡 県

QRコード

大綱の位置付け等

1 大綱の位置付け

「ふじのくに「有徳の人」づくり大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定に基づき、本県の教育の理念や施策の基本方針を、県民の皆様に分かりやすく伝えるため、策定したものです。

本県の最上位計画である静岡県の新ビジョン（総合計画）における教育、学術、文化等に関する部分に基づき、本県教育が目指す理念や方向性をまとめてあります。

また、本大綱の理念を踏まえ、今後4年間に取り組むべき具体的な施策をまとめたものが、静岡県教育振興基本計画（以下「県教育振興基本計画」）となります。

なお、静岡県子ども読書活動推進計画、静岡県文化振興基本計画、静岡県スポーツ推進計画等の県の教育、文化、スポーツ等の各分野別計画とも関連するものです。

2 大綱の期間

本大綱の期間は、静岡県の新ビジョン 後期アクションプラン及び県教育振興基本計画と同様、2022年度から2025年度までとします。

2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
静岡県の新ビジョン 基本構想（2018～2027年度）					
後期アクションプラン（2022～2025年度）				※前倒しで完遂	
ふじのくに「有徳の人」づくり大綱（2022～2025年度）					
静岡県教育振興基本計画（2022～2025年度）					

“ふじのくに”における教育の基本理念

静岡県は、「富国有徳の「美しい“ふじのくに”づくり」～東京時代から静岡時代へ～」を県政運営の基本理念に掲げ、全ての人々が自らの夢を実現でき、幸せを実感できるSDGsのモデル県を目指しています。

「富国有徳」は、「富（豊富な物産）」が「士（有徳の人材）」に支えられ、富は士のために用いるという「富士」の字義を体した理念であり、「有徳の人」は、美しい“ふじのくに”づくりの礎となるものです。

教育を受ける権利は、日本国憲法で保障されている基本的人権であり、「有徳の人」の育成に向けては、この地に暮らす誰もが人生の夢を実現し、幸せを実感するための基盤となる「誰一人取り残さない教育の実現」に全県を挙げて取り組んでいくことが重要です。

目指すべき人物像や「有徳の人」づくり宣言を県民の皆様と共有し、一人ひとりの中にある「才」と「徳」を高めることを通じ、本県の未来を担う「有徳の人」の育成を社会全体で進めていきます。

基本理念：「有徳の人」の育成 ～誰一人取り残さない教育の実現～

「有徳の人」とは…

1 知性・感性・身体能力など、自らの個性に応じて「才」を磨き、自立を目指す人

様々なことに興味・関心を持ちながら、自らの個性を生かし、自らの知性・感性や身体能力等を高めるために努力し続ける人

（見識を高める努力をする人、自分なりに勉強やスポーツを頑張る人、興味を持って文化・芸術に接する人、他人の協力を得て自分のやりたいことに打ち込む人 など）

2 多様な生き方と価値観を認め、自他を大切にしながら「徳」を積む人

生き方や価値観の違いを認め合い、他人を思いやる気持ちはもとより、自分や自分の住んでいる地域、人だけでなくモノや自然などを大切にする姿勢を磨き続ける人

（何事にも感謝の気持ちを大切にする人、社会人としての規律を守る人、他人の立場を尊重し他人のことを思いやる人、困っている人に手を差し伸べる人 など）

3 「才」を生かし「徳」を積み、社会や人のために貢献する「才徳兼備」の人

自らの個性を生かし、自他を大切にする心を持って、時には助け合いながら、社会や人のために行動する人

（科学の才能を社会の発展に生かす人、スポーツ選手として元気を与える人、ボランティア活動を行う人、地域で子どもの見守りをする人 など）

「有徳の人」づくり宣言

“ふじのくに”における教育の基本理念を全ての県民が共有し、社会全体で「有徳の人」づくりに取り組むため、ここに「有徳の人」づくり宣言をします。

「有徳の人」づくり宣言

誰一人取り残さない教育を実現し、気品をたたえ、調和した人格をもち、また、「富士」の字義にふさわしい物と心の豊かさをともに実現する「有徳の人」を育成するため、

一、「文・武・芸」三道の^{ていりつ}鼎立を実現します。

一、生涯にわたって自己を高める学びの場を提供し、
多様な人材を生む教育環境を実現します。

一、地域ぐるみ、社会総がかりの教育を実現し、
「才徳兼備」の人づくりを進めます。

「有徳の人」の育成に向けた重点取組方針

本県教育の基本理念「「有徳の人」の育成～誰一人取り残さない教育の実現～」を目指し、9つの重点取組を掲げ、県と県教育委員会が一体となって教育施策を総合的に推進します。

重点取組1 「知性」・「感性」を磨く学びの充実

児童生徒の実態に応じたきめ細かい指導・支援やICTを効果的に活用した協働的・探究的学びを実践するとともに、幼児教育の質向上や読書習慣の確立を図ります。

重点取組2 「技芸を磨く実学」の奨励

児童生徒の社会的・職業的自立に向けた教育を推進します。また、アスリートの発掘・育成や競技力向上、スポーツや健康教育を通じた県民の健康増進を図ります。さらに、本県の文化的魅力の向上や郷土の歴史・文化の継承を図ります。

重点取組3 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

高等学校の魅力化・特色化、教員の資質向上や多忙化解消、児童生徒の安全・安心確保等の取組を総合的に進め、学びを支える魅力ある学校づくりを推進します。

重点取組4 多様性を尊重する教育の実現

他者への共感や思いやりを持つ態度の育成とともに、多様な児童生徒の実態に応じたきめ細かく質の高い教育を推進します。

重点取組5 グローバル・グローバル人材の育成

グローバルな視点を持ち、国際社会や地域に貢献できる人材を育成するとともに、持続可能な県土づくりに向け、地域社会や地域産業の担い手となる人材を育成します。

重点取組6 高等教育の充実

高等教育機関の教育・研究機能の充実とその成果の地域還元とともに、高等学校と大学との連携による学習及び研究の促進を図ります。

重点取組7 生涯を通じた学びの機会の充実

「人生100年時代」を見据え、県民の多様な学習ニーズへの支援や社会人の学びの機会の充実など、誰もが生涯にわたり学び続けられる環境づくりを推進します。

重点取組8 社会とともにある開かれた教育行政の推進

多様な意見やニーズを反映し、より地域の実態に即した教育行政を推進します。また、県と市町、地域との連携・協働の下、地域の特色を生かした教育に取り組みます。

重点取組9 地域ぐるみの教育の推進

学校と家庭・地域が一体となって子どもたちを育む環境づくりに取り組みます。また、子育てや子どもの学びの応援、青少年の健全育成に向けた環境整備を推進します。

静岡県の新ビジョン（総合計画）

富国有徳の「美しい“ふじのくに”」づくり
～東京時代から静岡時代へ～

ふじのくに「有徳の人」づくり大綱

「有徳の人」づくり宣言

一、「文・武・芸」
三道の鼎立を実現
します。

一、生涯にわたっ
て自己を高める学
びの場を提供し、
多様な人材を生む
教育環境を実現し
ます。

一、地域ぐるみ、
社会総がかりの教
育を実現し、「才徳
兼備」の人づくり
を進めます。

第1章
「文・武・芸」
三道の鼎立を
目指す教育の実現

第2章
未来を切り拓く
多様な人材を育む
教育の実現

第3章
社会総がかりで
取り組む
教育の実現

「知性」・「感性」を磨く学びの充実

「技芸を磨く実学」の奨励

学びを支える魅力ある学校づくりの推進

多様性を尊重する教育の実現

グローバル・ローカル人材の育成

高等教育の充実

生涯を通じた学びの機会の充実

社会とともにある開かれた教育行政の推進

地域ぐるみの教育の推進

県教育振興基本計画

静岡県教育振興基本計画の概要 (案)

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

- 本県では、2018年3月に策定した「静岡県教育振興基本計画」(以下「前計画」という。)に基づき、知事部局と教育委員会が連携して、教育行政を計画的、総合的に推進してきた。
- 前計画の計画期間が2021年度までであることから、社会変化や新たな教育課題を踏まえ、「静岡県の新ビジョン 後期アクションプラン」との整合を図りながら、新たな「静岡県教育振興基本計画」(以下「本計画」という。)の策定を行った。

(2) 計画の位置付け

- 本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けられる。
- 静岡県の新ビジョンの分野別計画に位置付けられる。

(3) 計画の期間

- 静岡県の新ビジョン 後期アクションプランと合わせ、2022年度から2025年度までの4年間とする。

2 本県教育を取り巻く現状と課題

(1) Society5.0時代の到来

- 高度化した技術の活用で社会や生活が大きく変わる時代が到来すると予想されている。
- 生涯を通じて新たなことを学び、予測できない変化を前向きに受け止め、新たな価値の創造に挑んでいく力が求められる。また、子どもの頃から、創造性を養うことが不可欠となる。
- 子どもから大人まで、より良い社会と幸福な人生を自ら作り出していくための学びが必要である。

(2) 人口減少の加速と人生100年時代の到来

- 県内の子どもの数が将来にわたって継続的に減少していくことが予想され、児童生徒数の減少を見据えた教育の質の維持・向上が求められる。
- 長寿社会を迎え、若者から高齢者まで、全ての人が元気に活躍し続け、安心して暮らせる社会が求められる。長い人生をより充実したものにする基盤となる生涯にわたる学習が重要である。

(3) 家族形態・地域コミュニティの変化

- 家庭内で子どもに関わる大人や時間が減っており、子どもたちの学習習慣や生活習慣を定着させる基礎となる家庭での教育を支えていくことが必要である。
- 幼少期の生活体験、地域の大人との関わりや子ども同士の遊びの機会が減少しており、地域の教育力の向上が必要である。子どもを抱える世帯が社会的に孤立し、支援が届きにくくなる場合もあり、地域の実情に応じた支援が求められる。

(4) 多様性に対する意識の高まりや社会問題の多様化

- 生活の様々な場面で困難に直面している人がいるほか、人権侵害も社会問題となっている。
- 学校現場においても、社会的課題が顕在化しており、求められる支援は多様化している。
- 多様性を理解する心を育む必要があり、社会全体での取組が不可欠となる。学校教育に馴染めない児童生徒や外国人児童生徒等の学びの機会を確保するためのきめ細かな支援も求められる。

(5) 国際的社会課題への関心の高まり

- SDGsは、国のみならず、地方公共団体、企業、NPO等でも取組が進んでいる。
- 地球規模の諸課題を県民一人ひとりが自らの課題として捉え、責任ある行動をとることが不可欠である。学校現場においては、自ら考え行動する力を養う学習機会の提供が必要である。

(6) リスクの深刻化や自然災害の激甚化・頻発化

- これまでの取組の課題や教訓を踏まえ、新たなリスクの発生など、社会環境の大きな変化が起きた際にも経済活動や教育活動を両立していく備えが必要である。
- 災害の激甚化や頻発に対する懸念が高まっており、県民の防災や共助に対する知識や意識を更に高めていくことが必要である。学校においては、継続的な安全・防犯対策が求められる。

(7) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による学習環境の変化

- ICTを活用した学習環境の整備が急速に進み、オンラインの活用や「EdTech」の普及により、教え方や学び方が大きく変わろうとしている。ICTを活用した授業等では実現できない学びもあり、対面学習等との効果的な組合せが必要となるほか、情報モラル教育も必要である。
- ICTによる新たな広がりも期待され、教育内容の充実に向けた効果的な活用が求められる。

(8) 社会変化に応じた学校づくりや学校のガバナンス・コンプライアンス強化の必要性増大

- 社会変化に的確に対応しつつ、持続的で魅力ある学校教育を実現していく必要がある。
- 教職員の役割や資質能力も多様化・高度化し、教職員の多忙解消や指導力向上等が求められる。

3 基本方針

(1) 基本理念

「有徳の人」の育成 ～誰一人取り残さない教育の実現～

- 目指すべき人物像と「有徳の人」づくり宣言を県民の皆様と共有し、本県の未来を担う人材の育成を進めていく。

「有徳の人」とは、

- 知性・感性・身体能力など、自らの個性に応じて「才」を磨き、自立を目指す人
- 多様な生き方と価値観を認め、自他を大切にしながら「徳」を積む人
- 「才」を生かし「徳」を積み、社会や人のために貢献する「才徳兼備」の人

「有徳の人」づくり宣言

- 誰一人取り残さない教育を実現し、気品をたたえ、調和した人格をもち、また、「富士」の字義にふさわしい物と心の豊かさをともに実現する「有徳の人」を育成するため、
- 一、「文・武・芸」三道の鼎立を実現します。
 - 一、生涯にわたって自己を高める学びの場を提供し、多様な人材を生む教育環境を実現します。
 - 一、地域ぐるみ、社会総がかりの教育を実現し、「才徳兼備」の人づくりを進めます。

(2) 新たな時代に求められる教育施策

- 加速する社会変化を柔軟に受け止め、地球規模の諸課題も自らの課題として考え、人それぞれに異なる価値観や特性などの多様性を尊重しながら、コミュニケーション力を発揮し、協調して新たな価値を創造できる力を育む教育の推進

(3) 施策を進める上での共通の視点

ア SDGsの推進

- 持続可能な社会の担い手の育成という視点では、教育がSDGs推進の全ての基礎となる。
- 本県は、「SDGsのモデル県」を目指している。教育の基本理念を「有徳の人」の育成～誰一人取り残さない教育の実現～」としており、SDGsの推進は全施策に共通する視点である。

イ ICTや先端技術を活用した新たな学びの提供

- Society5.0時代を見据え、ツールとしてのICTの活用に留まらず、ICTや先端技術の活用を前提とした新たな学びへと進化を図る必要がある。
- 今後も急速な進展が見込まれる技術革新の教育分野への導入に向けた不断の改善や改革を加えながら、取組を進めていく必要がある。

ウ 学びの可視化と質の保障

- 教育は経験知に頼ってきた部分が多く、エビデンスやデータを活用する環境が十分ではない。
- 先端技術や教育データの活用を促進する基盤を整備し、教育内容や取組の成果を可視化することにより、より客観的な根拠に基づく取組を進め、時代の変化に応じた教育の質の向上につなげていくことが求められる。
- 学校や通学路の危険箇所のデータを分析し可視化するなどの取組により、リスクへの対応による学びの継続・質の保障にもつながる。

エ 地域社会との連携

- 子どもの成長過程での地域との関わりや地域に根ざした探究学習の必要性等が指摘されており、こうした取組は、地域との連携により教育効果を高めることが期待される。
- 学校をはじめ、学校外の多様な主体が、地域の子どもは地域の大人が育てるという意識を更に高め、社会総がかりで教育に継続して関わっていく仕組みを構築していくことが重要である。

(4) 施策体系

基本方向1 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現

- 重点取組1 「知性」・「感性」を磨く学びの充実
- 重点取組2 「技芸を磨く実学」の奨励
- 重点取組3 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

基本方向2 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現

- 重点取組4 多様性を尊重する教育の実現
- 重点取組5 グローバル・グローバル人材の育成
- 重点取組6 高等教育の充実
- 重点取組7 生涯を通じた学びの機会の充実

基本方向3 社会総がかりで取り組む教育の実現

- 重点取組8 社会とともにある開かれた教育行政の推進
- 重点取組9 地域ぐるみの教育の推進

4 「有徳の人」の育成に向けた重点取組

重点取組1 「知性」・「感性」を磨く学びの充実

- 児童生徒の実態に応じたきめ細かい指導・支援やICTを効果的に活用した協働的・探究的な学びを実践する。また、生涯にわたり人格形成の基礎を培う幼児教育の質の向上や読書習慣の確立など、知性・感性を磨き表現力を高め人生をより豊かにする学びの充実を図る。

重点取組2 「技芸を磨く実学」の奨励

- 児童生徒の勤労観・職業観を高める教育を推進する。また、アスリートの発掘・育成や競技力向上に取り組むとともに、スポーツ活動への参加促進や健康教育を通じて県民の健康増進を図る。さらに、本県の文化的魅力の向上とともに、次代への郷土の歴史・文化の継承を図る。

重点取組3 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

- 高等学校の魅力化・特色化とともに、教員の資質向上や多忙化解消、児童生徒の安全・安心の確保等の取組を総合的に進め、学びを支える魅力ある学校づくりを推進する。

重点取組4 多様性を尊重する教育の実現

- 他者への共感や思いやりを持つ態度の育成とともに、増加する外国人児童生徒の文化等に関する相互理解や教育環境の整備を図る。また、全ての児童生徒が家庭環境等に左右されない学習機会の提供、特別な支援が必要な児童生徒の実態に応じたきめ細かく質の高い教育を推進する。

重点取組5 グローバル・グローバル人材の育成

- “世界の中の静岡県”というグローバルな視点を持ち、国際社会や地域に貢献できる人材を育成するとともに、地域学を推進する。また、持続可能な県土づくりに向け、地域の企業や大学等と連携し、地域社会や地域産業の担い手となる人材を育成する。

重点取組6 高等教育の充実

- 高等教育機関の教育・研究機能の充実とその成果の地域還元とともに、高等学校と大学との連携による学習及び研究の促進を図る。

重点取組7 生涯を通じた学びの機会の充実

- 「人生100年時代」を見据え、国籍や年齢、障害の有無にかかわらず、全ての県民が生涯を通じて学び続けることのできる環境づくりを推進する。

重点取組8 社会とともにある開かれた教育行政の推進

- 総合教育会議や移動教育委員会等の仕組みを活用し、より地域の実態に即した教育行政を推進する。また、県と市町、地域との連携・協働の下、教育行政上の課題解決と地域の特色を生かした教育に取り組む。

重点取組9 地域ぐるみの教育の推進

- 学校、家庭、地域が一体となって教育課題の解決につなげるとともに、地域ぐるみで子どもたちを育む環境づくりに取り組む。また、地域の特性に応じ、子育てや子どもの学びの応援、青少年の健全育成に向けた環境整備を推進する。

次期大綱及び教育振興基本計画に関する意見と対応

1 第3回実践委員会（11/22）における意見と対応

意見要旨	対応（方向性）
<ul style="list-style-type: none"> 計画全体の根底にあるのが「教育は基本的人権である」ということであり、その点を明記してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 大綱の「“ふじのくに”における教育の基本理念」及び計画の「3-(1)」に「教育を受ける権利は、日本国憲法で保障されている基本的人権である」旨を記載しました。
<ul style="list-style-type: none"> 福祉的観点から、保健室を充実し養護教諭が活動しやすくなるように取り組んでほしい。これから保健室の機能は重視されていくので、保健室をハブとして、どのように学校の内外の人の心身の健康を守っていくのかという点を盛り込んでほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の様々な健康問題に関して地域の専門医等関係機関との連携を深めるとともに、経験の浅い養護教諭に対し、児童生徒の健康問題に適切に対応できる環境整備など研修の充実を図り、養護教諭が専門性と保健室の機能を最大限に生かすことができる体制整備を推進します。計画の「第1章-2-(2)-カ」に主な取組として記載しました。
<ul style="list-style-type: none"> 子どもの意見聴取が守られる体制が必要である。障害児施設だけでなく、様々な場で子どもの意見聴取や主体性の発揮が求められるので、そういう目で見直してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 校則の見直し等の学校における児童生徒に関わる事項の合意形成の場面等において、児童生徒の意思を尊重した上で、学校のあるべき姿などを児童生徒自らが考える取組が実践されるよう周知します。
<ul style="list-style-type: none"> 公職者の性犯罪が多発している。それを防ぐためには、倫理観だけでなく、システムや制度の問題があるので、その点をしっかりしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年6月4日に公布された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づき、犯罪心理学の専門家による研修の実施、児童生徒に対するアンケート調査による事案把握、公正・中立な調査機関の設置等により、児童生徒性暴力等の防止のための取組を推進します。不祥事根絶に向けた主な取組については、計画の「第1章-3-(2)-オ」に記載しています。
<ul style="list-style-type: none"> 通学路の問題が大きいですが、計画の中では明確に読み取れなかったので、安全という面から含めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 通学路の安全対策について、計画の「第1章-3-(4)-ア」に、学校、警察、道路管理者等それぞれの具体的な役割を追記しました。関係機関が連携を図り、ハード・ソフトの両面から通学路の安全確保に取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> ジェンダーやLGBTQ、パートナーシップ制度は、大きな問題となってきたおり、これらを人権の問題の一つとするのではなく、別の小柱にしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ジェンダー平等や性の多様性を学ぶ包括的性教育は、重要な人権教育の一つであると考えており、計画の人権教育に関する小柱の中で、国籍の違いや障害の有無に関する人権教育と施策群を分けています。
<ul style="list-style-type: none"> 子供たちは、有徳の「徳」ではなく、損得の「得」を意識して動くようになったと感じる。大人も子どもも、本当の「徳」とは何かを教えていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校では、平成29年度から順次「特別の教科 道徳」が実施され、道徳教育の充実が図られるとともに、県では各校の道徳教育の中核となる教員の育成に努めます。道徳教育を更に充実させるとともに、様々な機会や手法により、「有徳の人」の考え方について周知を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> 全ての子どもたちに対応できる取組として、確実に自己肯定感が上がる黙想や呼吸、内観を改めて提案したい。 	<ul style="list-style-type: none"> 新学習指導要領で掲げられた「生きる力」、「学びに向かう力、人間性等」の向上に向けた具体的な知識・スキルを習得するため、メタ認知・非認知能力等に係る実践的な教職員研修を周知し、実施していきます。計画の「第1章-3-(2)-ア」に主な取組として記載しました。

2 県議会常任委員会（12/14）における意見と対応

意見要旨	対応（方向性）
<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備の計画の進捗が非常に遅れている。まず教育環境を整備することが必要であるが、計画での記載が少ない。本当に取り組んでいかなければならないのはこういうことからである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1章-3-(4)-ア」に取組を追記しました。施設整備については、具体的な整備計画に基づいて計画的に行い、児童生徒が安全かつ安心して学べる学校づくりを推進します。
<ul style="list-style-type: none"> ・「有徳の人」の「知性、感性、身体能力など才を磨く」や「才徳兼備」、「徳を積む」などは、「誰一人取り残さない」というイメージと離れているように感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「有徳の人」とは、自らの個性に応じて能力を磨き、自分や他人を大切にしている心を持って、社会や人のために行動する、「才」と「徳」を兼ね備えた「才徳兼備」の人であると捉えており、大綱の「「有徳の人」とは」において、より分かりやすく具体的な人物像等を記載しました。

3 第3回総合教育会議（1/18）における意見と対応

意見要旨	対応（方向性）
<ul style="list-style-type: none"> ・小委員会の提案は、高校をベースにしているが、義務教育での応用も可能である。計画に小委員会の提案のエッセンスを盛り込んでほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の「3-(3)-エ」において、地域連携を進める上で、プラットフォームづくり及び学校と地域をつなぐ人材確保等が不可欠である旨を記載しました。 ・計画の「第1章-1-(1)-イ」に主な取組として、プラットフォームの構築及びコーディネート人材の育成・配置・ネットワーク化を記載しました。
<ul style="list-style-type: none"> ・重要プロジェクトは、組織横断的なタスクフォースを若手中心に組成し、斬新なアイデアを取り入れて実現していくことが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の推進に当たっては、必要に応じて若手職員のプロジェクトチーム等により取組を進めます。（例：広報プロジェクトチーム） ・教員向けEラーニング教材を若手主体で作成します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー平等やパートナーシップ、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど人権の知識を積極的に身に付けていくことを計画に取り入れてほしい。 ・アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）があることを自覚するだけでも見方が変わる。こうしたことも計画に取り入れ、広がっていくとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画では、「多様性を尊重する教育の実現」の中柱として新設し、御指摘の視点も踏まえて策定しています。施策の推進に当たっても、人権等の現在の時代状況を踏まえて取組を進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・大綱の考え方を教員や県民に共有してもらえようような戦略を考えていく必要がある。 ・大綱や計画の周知方法を考えなければならない。メディアを活用する方法もあり、事務局で工夫してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員に対しては、Eジャーナルや各種研修を通じて周知を図ります。また、教員向けEラーニング教材を若手主体で作成します。 ・県民に対しては、「人づくり地域懇談会」における人づくり推進員による「人づくりハンドブック」を活用した周知に加え、メディアの活用など効果的な周知方法を検討します。

4 パブリックコメントによる意見と対応

(1) 意見募集期間 令和3年12月22日～令和4年1月12日

(2) 意見提出 12人・計34件

(3) 大綱に関する意見と対応（8件）

意見要旨	対応（方向性）
<ul style="list-style-type: none"> ・教育の基本理念は誰に向けてのものなのか。大人の描く理想の人を基本理念にしていると受け取れる。 ・基本理念の内容を、「全ての子どもの教育を受ける権利を保障する事（現在は、学校に来た人だけが最低限の教育を受けることができている。）」と「子どもの自己決定を尊重し、見守り、応援し、希望によりサポートや助言をする事（現在は、大人が決めた事を子どもにやらせている。）」としてはどうか。「子どもの権利を守ること」を“ふじのくに”における教育の基本理念としてほしい。素案の「自立を目指せ、徳を積み、才徳兼備になれ」では、ますます子どもを追い詰めてしまいそうで心配している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大綱及び計画は、子どもから大人までを対象としたものであり、教育の基本理念は全ての県民に向けたものです。 ・県づくりの礎は「人」であり、「人づくり」の柱は教育であると考えています。そこで、自らの個性に応じて能力を磨き、自分や他人を大切にすることを、社会や人のために行動する、「才」と「徳」を兼ね備えた「才徳兼備」の人を「有徳の人」と捉え、その育成に向けて取り組んでいくこととしています。 ・こうした考え方の下、全ての人が人生の夢を実現でき、幸せを実感できる社会を目指して、誰一人取り残さない教育に取り組み、一人ひとりの中にある「才」と「徳」を高めることを通じ、本県の未来を担う「有徳の人」の育成を社会全体で進めていきます。 ・「有徳の人」について子どもを含めた県民の皆様に理解していただけるよう、大綱の「有徳の人とは」において、具体的な人物像等を分かりやすく事例も列記しながら記載しました。
<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念の「有徳の人」というフレーズが不自然に感じる。エリート意識が感じられ、「誰一人取り残さない教育」や「自他を大切にする」、「多様な生き方と価値観」や「多様な人材を生む」となじまない。 ・基本理念を見直し、エリート教育中心に見える「有徳の人」をやめ、「全ての子ども達が安全な環境の中で、安心して自分らしく成長できる」ことを目指してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「有徳の人」づくり宣言にある「鼎立」にふりがながを補記しました。
<ul style="list-style-type: none"> ・「有徳の人」、「才」、「徳」、「才徳兼備」が具体的に何を指すのかよく分からない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「有徳の人」づくり宣言の二項目にある「生涯にわたって自己を高める学びの場を提供し、多様な人材を生む教育環境を実現します」について違和感を感じる。教育における多様性とは、不登校、障がい、LGBT、外国籍などのマイノリティの人たちのことを示すものと思う。多様性は、ありのままを受け入れるもので「人材を生む」ものではないと考えるが、どうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・「鼎立」を読める人がどれだけいるのか。ふりがなは最低限必要である。子どもにも分かるような基本理念ではだめなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「有徳の人」づくり宣言の二項目目は、個人の能力や個性を地域社会で発揮できるようにしていくための教育環境を実現していこうとするものであり、それにより地域社会に貢献する「多様な人材」が生まれ、活力に満ちた地域づくりにつながると考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・「有徳の人」づくり宣言の二項目にある「生涯にわたって自己を高める学びの場を提供し、多様な人材を生む教育環境を実現します」について違和感を感じる。教育における多様性とは、不登校、障がい、LGBT、外国籍などのマイノリティの人たちのことを示すものと思う。多様性は、ありのままを受け入れるもので「人材を生む」ものではないと考えるが、どうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大綱では、重点的に取り組むべき施策の方向性を「重点取組方針」として掲げています。次期大綱では、現状や課題を踏まえ、9項目に整理しました。
<ul style="list-style-type: none"> ・「重点」が多い。「重点」という限りは、本当に何に力を入れたいのかをもっと絞ってはどうか。 	

意見要旨	対応（方向性）
<ul style="list-style-type: none"> 「実学」という言葉の定義を明記する必要があるのではないか。この大綱は県民に伝えるものであるため、多くの人に知ってもらい必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 職業教育をはじめ、スポーツ、芸術等の様々な分野において自らの能力を伸ばす実践的な学問を「実学」と捉え、「技芸を磨く実学」の奨励に取り組んでいます。 大綱では、「技芸を磨く実学」の奨励のための方針を重点取組方針として記載することで説明していますが、様々な機会や手法により周知を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> 地域の実態に即した教育行政の推進だけではなく、誰一人取り残さない教育の実現を目指すのなら、全ての児童生徒に、豊かな教育環境づくりとなるよう行政が推進していくことを明記したらどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての児童生徒に対して豊かな教育環境を実現するため、社会総がかりで教育を推進することとしています。

(4) 計画に関する主な意見と対応 (26件)

意見要旨	対応（方向性）
<ul style="list-style-type: none"> (P.3)「(4)多様性に対する意識の高まりや社会問題の多様化」という見出しでは課題が見えにくいと感じるので、「教育現場における社会問題」などとしてはどうか。特に、学校教育現場における児童生徒の不登校やいじめや中退および教員の心身疲労による休職退職といった学校教育上の問題は、社会全体の現状に問題の根元があるに留まらず、学校教育のあり方に多くの課題があるという点が強調されるべきではないか。 また、フリースクールやホームエデュケーションなど代替的とも言われる学びの場が模索されている現状も加筆されるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「多様性に対する意識の高まりや社会問題の多様化」では、社会全体の現状と問題を記載しており、学校現場における課題については、「社会変化に応じた学校づくりや学校のガバナンス・コンプライアンス強化の必要性の増大」で記載しています。 「2-(4)」に「個々の児童生徒の自立に向けた学校外の居場所や多様な学びの場が求められている」旨を追記しました。
<ul style="list-style-type: none"> (P.6) 基本理念・基本方針が分かりにくい。もっと平易な言葉で表せないか。「有徳な人＝優秀な人材」と感じている人が多い。そこに当てはまらないとされる子ども（学校に馴染めない子、障害のある子、貧困家庭の子など）は、最初から取り残されているように感じる。有徳な人が増えると多様性の尊重につながるのかがよく分からない。 	<ul style="list-style-type: none"> 「有徳の人」とは、自らの個性に応じて能力を磨き、自分や他人を大切にする心を持って、社会や人のために行動する、「才」と「徳」を兼ね備えた「才徳兼備」の人であると捉えており、大綱の「有徳の人」とは」の中で、「有徳の人」について、より分かりやすく具体的な人物像等を記載しました。 誰一人取り残さない教育に取り組み、一人ひとりの中にある「才」と「徳」を高めることを通じ、本県の未来を担う「有徳の人」の育成を社会全体で進めていきます。
<ul style="list-style-type: none"> 「誰一人取り残さない」という理念は重要であるが、更に、教育を受ける子供の「幸福」についての理念が明確な言葉で表現されれば尚よいと思う。 (P.7、P.8)「(2)新たな時代に求められる教育施策」、「(3)施策を推進する上で共通の視点」に子どもの幸福を加筆すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 「新たな時代に求められる教育施策」及び「施策を進める上での共通の視点」では、「全ての人々が自らの夢を実現でき、幸せを実感できる地域社会の実現を目指している」旨を記載しており、全ての県民の幸福の実現を目指して取組を推進することとしています。

意見要旨	対応（方向性）
<ul style="list-style-type: none"> ・(P.11)「重点取組1」に「ICT等の活用による新たな学びの展開」とあるが、一般的な用途以外の視点（ユニバーサルデザインや合理的配慮など）が欠けているように思う。 ・学び方の違う子ども（LDなど発達障害）や感覚過敏などにより学校に通うことが困難な子どもの特性を発見・アセスメントし、その子に合った学習ツール（デジタル教科書等）や学習環境を本人と保護者、学校現場へ提案し「学びの補償を展開する仕組み」が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1章-1-(2)-ア」に「特別支援教育、登校困難者等へのICTを活用した学びの推進」を記載しています。個々に応じた学習を通して、全ての児童生徒に必要な資質・能力が育成されるよう努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・(P.11)「重点取組2」の「社会的・職業的自立に向けた教育の推進」の中に、学校間・校種間の連携・接続とあるが、校種間の連携には私立学校（通信制高校も含めて）も含まれるのか。 ・働くことは大切だが様々な理由で働けなくなることもあり、メンタルヘルスについての学びや社会保障（困ったときにヘルプを出せるスキルの獲得）も合わせて必要な学びではないか。静岡県はどんなことがあっても安心して暮らしていける故郷であるというメッセージを教育現場から発信してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が「自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ」である「キャリア・パスポート」は、学年・校種間で引継ぎ活用します。私立学校も含まれ、中学校から高等学校への引継ぎは原則として生徒が進学先に提出します。 ・発達障害等のため学習上又は生活上の困難のある生徒を対象として、静岡中央高校での通信制3キャンパスで自校通級、また、巡回による通級指導を高校からの要請に基づき実施し、学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服できるよう、個々の状況に応じた指導を行っています。 ・また、県内の高校に在籍し対人関係の構築を困難とする生徒を対象としたコミュニケーションスキル講座を実施しています。 ・「誰一人取り残さない教育の実現」を基本方針に掲げ、全ての県民が自分らしく生きていけるよう支援の充実を図るとともに、多様性が尊重される社会の実現を目指す取組を進めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・(P.13)「重点取組4」の「多様な課題に応じたきめ細かい支援」について、様々な課題を抱えた子どもの課題をアセスメントできる外部人材（医療・福祉）の確保と連携、課題への正しい理解と指導ができる教育現場の人材の確保・育成や、既存の教え方とは異なる公立学校（オルタナティブ教育など）の設立が、不登校生数が全国10位の静岡県の急務ではないか。 ・他県の成功例（神奈川県や東京都の内申点に縛られない学び直しができる高等学校、岐阜県の不登校専門中学校など）を積極的に取り入れるなど、子どもに寄り添った教育を取り入れる時期ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な課題を抱えた児童生徒への対応として、全小・中学校へスクールカウンセラーを、全市町へスクールソーシャルワーカーを配置し、心理面、福祉面において支援しています。今後も、人材確保に努めるとともに、専門性の向上に向けた研修を推進します。 ・また、様々な理由により9年間の普通教育を十分に受けられなかった人や十分に受けられないまま卒業をした人に対し、義務教育を受ける機会を提供するため、令和5年4月に、静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）を磐田市と三島市に設置し、「誰一人取り残さない教育の実現」を図ります。 ・さらに、特別支援教育コーディネーターを中心に、児童生徒一人一人の状況を把握し、1人1台端末等を適切に活用するなど、個々に応じた学習を通して、全ての児童生徒に必要な資質・能力が育成されるよう努めます。

意見要旨	対応（方向性）
<ul style="list-style-type: none"> ・ (P. 13) 「重点取組4」の「特別な支援が必要な児童生徒への教育の充実」について、ここには私立高等学校（通信制も含む）に進んだ子どもは含まれるのか。 ・ 将来的に自立への道が難しい「自閉・情緒学級」の生徒や発達障害グレーゾーンとされるこどもの多くが私立の通信制高校へ進学しているが、教育委員会で追跡調査や福祉機関と情報共有がなされていない。関係機関との情報共有すべきである。卒業後や中退後に社会に適応できず、引きこもりや深刻な二次被害を受ける可能性が高い子どもへの大事な支援と考える。浜松市における「はますくファイル」を生涯にわたり活用するなど、義務教育後に公教育から外れたとしても静岡県教育委員会もしくは他の公的機関が「切れ目のない支援」を行っていることを、他県（愛知県、神奈川県）のように教育委員会のHPなどで具体的に示して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県で所管する私立の通信制高校では、中学校において保護者の同意を得た個別指導計画などの情報を中学校から提供いただき、生徒指導に活用しています。 ・ また、中学校において保護者の同意を得られなかった場合等、個別支援計画などの情報を中学校から提供いただけなかった場合であっても、当該中学校とは適宜情報共有を図っており、切れ目のない支援に努めています。 ・ 圏域や地域の自立支援協議会での課題検討や情報共有をはじめ、県内2か所に設置した発達障害者支援センターが実施する機関連携（学校訪問、会議での情報共有・意見交換など）を通して連携強化を図り、発達障害のある子どもに対して切れ目なく必要な支援が受けられるよう取り組みます。 ・ ライフステージを通じて円滑な支援を受けられるよう、保護者と支援機関の情報共有のためのツールとして県が静岡県手をつなぐ育成会に委託して作成した相談支援ファイルの普及に努めています。 ・ ひきこもり支援センターでは、ひきこもり対策連絡協議会において、教育委員会等との情報の共有を図り連携強化を協議するなど、教育関係機関と連携したひきこもり支援に取り組んでいます。 ・ 高等学校においては、生徒の退学後についての十分な相談等の実施や、若者サポートステーション等との連携を支援しています。 ・ こうした取組については、県又は県教育委員会HP、教育委員会広報紙「Eジャーナル」に掲載し、随時広報します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ (P. 16) 「本県における現状と課題」について、質の高い授業、学びの保障のためには、人的配置拡大は不可欠である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県単独措置として、令和元年度に小・中学校における静岡式35人学級編制の下限撤廃が完成し、学習面や生徒指導面において、きめ細かな指導・支援が可能となっています。令和3年度も86人を配置した。また、文部科学省へ学級編制基準の見直し（中学校における通常学級35人以下学級編制、特別支援学級6人以下学級編制）による教職員の定数改善について、毎年「静岡県の提案」として要望しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ (P. 17) 「成果指標」に、「全国規模の学力調査で全国平均を上回る科目の割合」について標記していることに疑問を感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国学力・学習状況調査の結果については、本県の児童生徒の学力や学習状況を表すデータとして取り上げています。本来なら絶対値で学習向上度合いを測るべきところですが、毎年度問題や対象者が変わるため、相対的ではあるものの、全国平均の到達状況により概ね当県の学力状況を反映できるものと考え、指標として採用しています。

意見要旨	対応（方向性）
<ul style="list-style-type: none"> ・(P.17)「施策群ア」の説明文に、「静岡式 35 人学級編制を充実させる…」と記載があるが、義務標準法が改正され、国による小学校の 35 人学級編制が実施されることを考えると、静岡県として次の施策が欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本県では、令和元年度に全小・中学校において静岡式 35 人学級編制の下限撤廃が実現しています。令和 4 年度以降も、この体制が維持できるように努めていくとともに、まずは 35 人学級編制の効果等を検証します。
<ul style="list-style-type: none"> ・古い教育のうち、大人が必要ななかった項目（dL など）や持ち物（算数ボックスなど）・宿題（計下漢下など）を時間をかけて全て見直して、空いた所に新しい項目を入れるのはどうか。 ・今の学校の児童・生徒・教員たちは日々に追われ余白がないため、余白を作って、心の余裕ができるように教育に変えてほしい。それこそが「有徳の人」を生むのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育の質の向上」と「教職員の心身の健康の保持増進」を目指し、県教育委員会は「学校の働き方改革推進プロジェクト」を立ち上げました。県内の公立小中学校 33 校が働き方改革推進校として業務改善を推進し、教員が心にゆとり持って教育活動に当たれるようにしており、その成果の周知等、引き続き取組を推進します。
<ul style="list-style-type: none"> ・(P.24)「活動指標」の「学校司書等を配置している学校の割合」について、小学校では、地域の方々による読み聞かせや、図書ボランティアによる図書室の環境整備が行われ、子どもたちに読書週間が根付くような工夫がされている。学校司書についても、各校への配置が進んでいるものの、常勤ではなかったり、勤務時間が短かったりしている。子どもたちが学校にいる時間に対応できることは読書活動の一層の推進につながると考える。そのためには学校司書を配置している学校の目標値は 100% を目指すべきである。 ・また、県内の読み聞かせ活動など関わる団体等の支援については、今以上に各市町、学校に情報が伝わるように取り組みを強化していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・司書教諭は学校図書館の専門的職務に携わっており、子どもの読書活動を推進していくために重要な役割を担っていると考えています。そのため、県教育委員会では、学校図書館法に則り、県内全ての 12 学級以上の小中学校へ司書教諭を配置するとともに、各市町教育委員会に国からの地方財政措置の活用を求めています。 ・市町との連携を強化し、県が実施する人材育成事業や研修会等の情報を、子どもの読書活動に関わる方や学校等に広く発信しています。引き続き、取組を推進します。
<ul style="list-style-type: none"> ・(P.51)「活動指標」の「割り振られた勤務時間以外に業務に従事した時間が月あたり 45 時間を超える教員の割合」について、現状から考えると目標値を 0% とするのは、かなり難しい目標である。学校現場では、教育課程の見直しなどによる業務精選が行われているが、学校主導では限界にきていると感じる。県、市町教委が主導となつての働き方の見直しが今後は重要になる。また、スクール・サポート・スタッフの配置は効果の高い取組であったと現場は感じている。人的配置増の取組である「教職員人材バンク」の設置及び学校での活用促進については早急に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「割り振られた勤務時間以外に業務に従事した時間が月あたり 45 時間を超える教員の割合」はすべての教職員が満たすことを目標としている基準であるため、目標値を 0% としています。今後「学校における業務改革プラン」を着実に実施することにより、多忙化解消を推進します。 ・令和 3 年 3 月に、新たに県独自の「静岡県教職員人材バンク」を設立し、電子申請システムから、いつでも人材登録ができるようにしています。学校勤務を希望する者の情報を集約し、市町教育委員会へ提供することで、代替未配置のさらなる解消に努めます。

意見要旨	対応（方向性）
<ul style="list-style-type: none"> ・(P.52)「活動指標」の「スクール・サポート・スタッフ配置校数」について、目標値を全校としているが、毎年、1校の配置時間が変動しており、令和3年度も令和2年度より1週間あたりの配置時間数は減少している。「配置校数」が目標値としてふさわしいか再考をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度、全小・中学校479校へのスクール・サポート・スタッフの配置（週17時間平均）が実現していますが、国の補助額減に伴い時間数の減となりました。配置時間数は国予算の動向に大きく左右されるため、目標値とすることは困難ですが、今後も引き続き、配置拡充に向けて国へ要望していきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・(P.52)「主な取組」に、「教員以外に任せられる業務を行う「スクール・サポート・スタッフ」の小・中学校への配置の拡充」とあるが、全校配置ではなく、実質的な配置の拡充をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本県では、全ての学校における教員の負担軽減を図るため、全小・中学校への配置を考えています。スクール・サポート・スタッフの配置時間（週17時間平均）については、各学校の実情等に応じ、柔軟に対応するよう各市町教育委員会に依頼しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・(P.56)「多様性」とは何を指すのか不明である。「誰もが人間らしく、幸せに暮らせる社会の実現に向けて」の「多様性」ならば、この中に全ての人が含まれるはずである。「外国人児童」や「家庭環境や経済的理由に左右される」子どもや、「特別な支援が必要な児童生徒」の話だけではない。多様性とは「そもそも人はみんな違う」ということをポジティブに表す意味で、一部のマイノリティだけを指す言葉ではないと思うが、どうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多様性」の意味は御意見のとおりと考えており、計画の「第1章-1-(1)」に「児童生徒一人ひとりの力を最大限に伸ばす学びの充実」を位置付けるなど、「人はみんな違う」ことを前提としています。計画では、「多様性」の尊重という観点で、学校や地域等で問題意識が高まっている課題に焦点を絞っています。
<ul style="list-style-type: none"> ・(P.56)「人権を尊重する教育の推進」を柱にするならば、「他者への共感や思いやりを持つ態度」は必要ないと思う。人権と思いを同列に扱くと、人権侵害や差別構造の問題を、個人の責任で解決すべきや、解決できるかのような錯覚が起こる。 ・「人権」とは、私を含む全ての人が必要な存在で、どんな人も社会から尊重されるべき存在だということを指し、「人権を尊重する教育」とは、「自分は大切な存在で、社会から尊重されるべき存在なのだ、全ての子ども達が心の底から思える。そんな教育の仕組み」のことだと思うが、どうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義しています。 ・「人権」とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」、あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」です。誰にとっても身近で大切なものであり、違いを認め合う心によって守られるものであることから、「他者への共感や思いやりを持つ態度」の育成は、重要であると考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・(P.57)「人権を尊重する教育の推進と人権文化の定着」に記載の全ての成果指標について見直す必要がある。現状値がないものも新たに指標として作り、目標との整合性をとったらどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様性を認め合い、誰もが活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて、各取組の進捗を判断するには全て適切な指標と考えています。成果指標との整合性を考慮し、目標に「人権教育等を通じて」を追記しました。
<ul style="list-style-type: none"> ・(P.57)「活動指標」の「ジェンダー」という用語を知っている人の割合」の目標値が70%になることに、何の意味があるのか不明である。削除したらどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー平等や性の多様性への理解を深めるには「ジェンダー」について知ることが重要であることから、啓発活動の進捗を測る上で必要な指標と考えています。(70%→90%へ修正)

意見要旨	対応（方向性）
<ul style="list-style-type: none"> ・(P.57)「活動指標」の「ヘルプマーク周知啓発出前講座開催数」など、個別具体的な事柄は他にもたくさんあるが、ここでは削除したらどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルプマークは、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークであり、JISに採用され全国統一の規格となっていることから、今後4年間の「主な取組」の進捗を判断する指標として用いています。 ・次期総合計画にも指標として掲載することとしており、その分野別計画である本計画においても、整合性を考慮し掲載しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・(P.57)「施策群ア」の説明文について、「共生社会」は、「全ての人々が社会から阻害されず、人間として生きることが承認され、支援体制が確立している社会」であるとしたら、それは人権問題であり「思いやり」と同列ではないと思うが、どうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いの人権を尊重し合う共生社会の姿として、思いやりあふれる「社会」となるよう取り組んで行くという趣旨であり、人間性を育むことは、人の成長、社会の成長に不可欠なものだと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・(P.57)「施策群ア」の説明文について、「人権尊重意識の高揚」とは何を指すのか。人権が尊重されることは、全ての人々の生きる権利が尊重されることであって、「意識」を全ての人々が持つことは、「高揚する/しない」の話ではない。人権尊重の後に続くことばとして相応しくないと思うが、どうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会の中で「人権」という権利を守っていくためには、自分だけでなく、他者の「人権を尊重する」という考えが広がる必要があります。そのため、社会全体として、人々の持つ人権の意識を高揚させていくことは、大切なことであると考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・(P.57)「主な取組」にある「人権への配慮」とは何を指すのか。人権とは全ての人々の生きる権利であって「配慮する/される」性質のものではないと思うが、どうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権」は、全ての人々の生きる権利であり、社会の中で「人権」という権利を守っていくためには、自分だけでなく、他者の「人権を尊重する」ことが大切であることから、「人権への配慮」が必要であると考えていますが、啓発としてより広く捉えるため、「第2章-1-(1)-ア」の「主な取組」の文中から「人権への配慮を促す周知」を削除しました。
<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育後の「社会的に困難さのある子ども」への具体的な取組みが少な過ぎる。神奈川県や東京都のような、いわゆる「教育困難・落ちこぼれ(学業困難)・不登校・発達障害者」への「学び直し」や「社会から放り出さない仕組み(追跡調査など外部との連携も含め)」を重点的に取り組んでほしい。 ・その後の社会的な問題(8050問題、貧困など)とも密接に関係している事は明白だが、現状のままでは社会的な損失の増加となるのではないかと。人口は減少しているが、対象者「社会的に困難さのある子ども」は増え続けていることに対し、県としても何らかの策を講じてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本県では、発達障害等のため学習上又は生活上の困難のある生徒を対象として、静岡中央高校での通信制3キャンパスで自校通級、また、巡回による通級指導を高校からの要請に基づき実施し、学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服できるよう、個々の状況に応じた指導を行っています。 ・様々な理由により9年間の普通教育を十分に受けられなかった人や十分に受けられないまま卒業をした人に対し、義務教育を受ける機会を提供するため、令和5年4月に、静岡県立夜間中学(ナイト・スクール・プログラム)を磐田市と三島市に設置し、「誰一人取り残さない教育の実現」を図ります。 ・ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する子ども・若者及びその家族向けに、公的支援機関及び民間支援団体を掲載したリーフレット「“ふじのくに” i (アイ) マップ」の作成・配布と、掲載団体が個別相談に応じる合同相談会の実施を行っていることを追記しました。

意見要旨	対応（方向性）
<ul style="list-style-type: none"> • (P.63)「活動指標」の「発達障害児（者）の支援に携わる専門人材養成数」について、学習支援員のニーズは高いので、ニーズ調査を基に具体的な数値目標を定め、それに応じた予算配分や人材配置を期待する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 本県では、平成18年度から、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害を有し、通常学級に在籍する児童生徒の学習や生活指導等を計画的にサポートし、当該児童生徒への特別な教育的支援の充実を図るための支援員を配置しています。令和3年度も、県内全ての市町に対し、地域バランスを考慮しながら103人を配置しました。 • また、各市町には、国からの地方財政措置が行われており、それを活用して市町での支援員配置など特別支援教育の充実を図るよう依頼しています。県と市町による取組が混在しているため、統一的な目標値の設定は困難ですが、支援の充実に向けて市町と共に取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> • (P.63)「主な取組」の「特別支援教育コーディネーターを核とする小・中・高等学校の校内支援体制の整備」の記載については、「特別支援教育コーディネーターを専任化し、校内の特別支援教育のさらなる充実を図る」に変更することを検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> • 小・中学校において、特別支援教育コーディネーターの専任化が適当であるかは、各学校の状況に応じて判断が異なりますが、特別支援教育コーディネーターが十分機能できるよう、受け持つ授業時間数の軽減をはじめ、各学校に業務内容や校内体制の見直しを促していきます。あわせて、児童生徒の教育的ニーズに応じた取組に向け、特別支援教育コーディネーターを中心とした組織づくりにより、教員個々の資質向上を図るとともに、校内の特別支援教育の更なる支援体制の充実を努めます。 • 県立高校では、現状、特別支援教育コーディネーターを必ず指名し配置しています。また、各コーディネーターの資質向上のために、毎年悉皆研修を実施しています。

令和3年度 実践委員会及び総合教育会議の主な成果

1 ICTを活用した教育の推進と新時代の教員育成

(1) デジタル技術を活用した学習や教育の新しいスタイルとなる「スクールDX」の推進

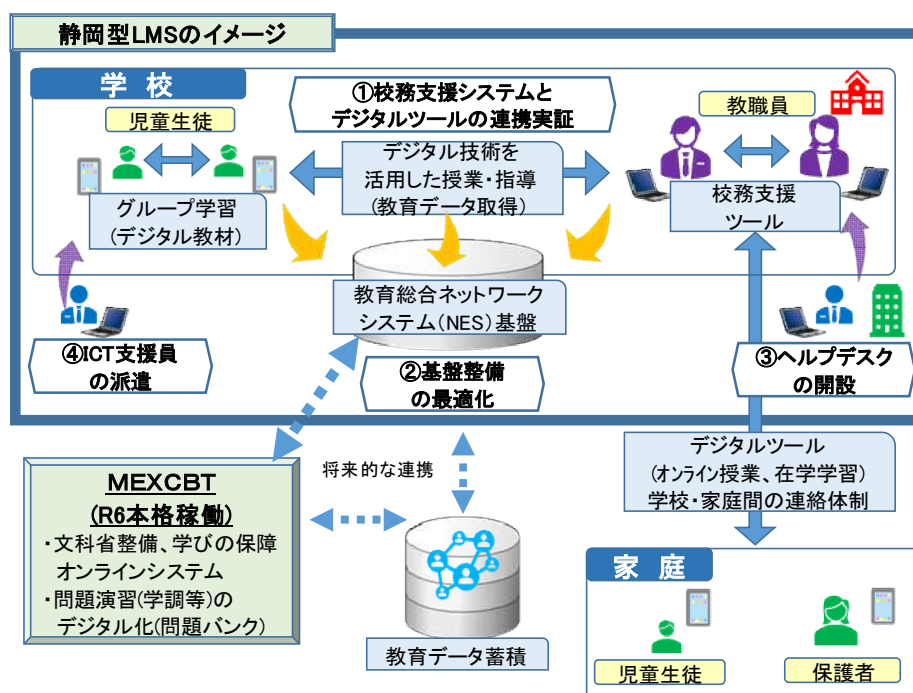
ふじのくに学校教育情報化推進計画の策定（教育委員会教育政策課）

- ICTを活用した教育の在り方やICT環境の整備計画などを具体化・明確化した「ふじのくに学校教育情報化推進計画」を策定し、学校教育の情報化に関する施策を総合的かつ計画的に推進（令和4年3月策定予定）

計画期間	2022～2025年度
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・学びの質の向上、情報活用能力の育成、学習機会の確保、セキュリティの確保、教員のスキル向上と業務効率化の視点から施策を推進 ・デジタル技術とデータを活用して、知見の共有と新たな教育価値の創出を目指す「スクールDX」を推進

スクールDX推進事業（教育委員会教育政策課）[R4：78,200千円]

- 学習、教育、学校運営を高度化・効率化を促進させる仕組み（静岡型LMS）の構築に向け、モデル校における教育用デジタルツールと既存の成績処理システムとの連携の実証等や中長期的な基盤整備の最適手法の検討を実施
- 学校現場のICT活用を支援するため、ヘルプデスクの開設やICT支援員の派遣による授業支援等を行う「GIGAスクール運営支援センター」を設置



2 誰もがスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境の整備

(1) 子供の体力の現状分析と運動意欲の向上

子供の体力向上推進事業（教育委員会健康体育課）〔R4：18,900千円〕

- 子どもの体力の現状分析及び事業効果の検証を行い、効果的な施策手法を検討するとともに、体力向上に有効な取組を行った学校の模範的な取組の横展開を図り、子どもの体力向上を推進
- オリンピック・パラリンピアン等による運動・スポーツに関する講演、実技指導や実演を行い、一流選手への憧れを通じて子どもの運動に対する意欲を喚起

(2) トップアスリートの支援やジュニア選手の強化・発掘育成の推進

「ふじのくに」アスリート支援・育成事業（スポーツ・文化観光部スポーツ振興課）〔R4：135,000千円〕

「ふじのくに」パラアスリート支援・育成事業（スポーツ・文化観光部スポーツ振興課）〔R4：57,300千円〕

- パリオリンピック・パラリンピック出場候補者や国際大会等で活躍が期待される選手の活動を支援するとともに、県内企業等とのマッチングや雇用した企業等を支援しアスリートの雇用を支援
- 国際試合等への参加促進支援、中学校部活動等へのトップアスリートの派遣や能力の高いジュニアの発掘等により、ジュニア選手の育成・強化を推進

(3) 部活動指導員の配置

部活動指導員育成配置事業（教育委員会健康体育課）〔R4：93,100千円〕

- 部活動の充実と教員の負担軽減を図るため、多忙な教員や競技経験がなく専門的な指導ができない顧問等に代わって、実技指導や大会の引率等を行う部活動指導員を学校に配置

県立高等学校	・育成枠※：23人（新規） ・通常枠：56人（12人増員）
市町立中学校	・部活動指導員を配置する市町に対して助成（補助率2/3） ・指導員：75人

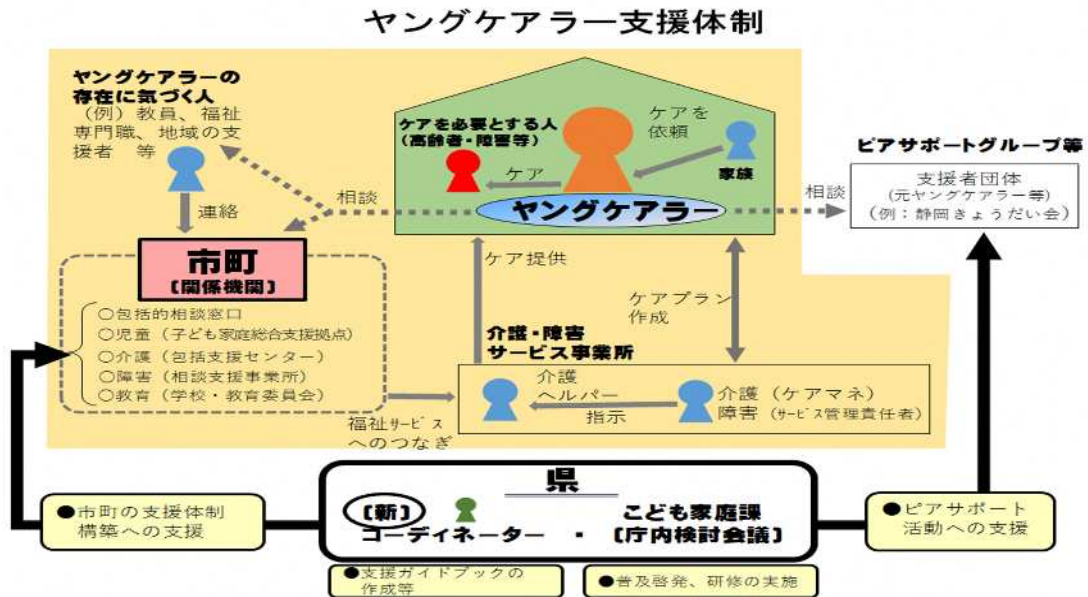
※育成枠…8月までは顧問教員等の指導監督のもと、部活動指導を実施

3 誰一人取り残さない学びの保障

(1) 困難を抱える子どものケアの実施

ヤングケアラー支援体制構築事業（健康福祉部こども家庭課）[R4：17,900千円]

○市町におけるヤングケアラー支援体制を構築するため、市町を巡回し助言・指導を行うコーディネーターの配置、ピアサポート相談活動を行う当事者団体への助成、県・市町関係機関職員への研修を実施



ハートフルサポート充実事業（教育委員会義務教育課）[R4：391,700千円]

きめ細かな生徒支援充実事業（教育委員会高校教育課）[R4：101,048千円]

○公立学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、ヤングケアラーや不登校等の課題に対応

（スクールカウンセラー：341人→364人、スクールソーシャルワーカー：57人→66人）

○孤立しがちな生徒の居場所確保のため、県立静岡中央高校に「気づきカフェ」を設置し、コミュニケーションを通じて高校生活への定着を促進

○県立高校に必要な応じて介助員を配置し、介助を要する生徒の学校生活を支援

(2) 県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）の設置

夜間中学設置事業（教育委員会義務教育課）[R4：47,100千円]

○全ての在住者に義務教育の機会を提供するため、新たな学びの場である県立の夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）を令和5年4月に設置

<設置場所>

本校	磐田市	複合施設「天平のまち」内
分教室	三島市	静岡県立三島長陵高等学校内

(3) 医療的ケア児への支援体制の整備

特別支援学校人工呼吸器装用児受入体制整備モデル事業（教育委員会特別支援教育課）〔R4：3,300千円〕

○医療的ケア児の保護者付添いの負担軽減のため、人工呼吸器装用児に対する看護師による医療的ケアのモデル事業を実施

<事業計画>

区 分	内 容
対 象 校	中央特別支援学校
対 象 児	人工呼吸器を装用している児童生徒1名
実施内容	・専任看護師1名配置、看護師研修の実施 ・対応ガイドラインの作成、検討委員会開催 ほか

(4) より良い未来の創造に貢献できる人材の育成

ふじのくに「個が輝く」人材育成事業（教育委員会教育政策課）〔R4：8,000千円〕

○社会総がかりで取り組む教育を推進するため、寄附金を活用して、子供や家庭を支える体制づくりや、「Dream授業・賀茂版」、SDGsスクールアワードの開催等によりグローバル・グローバル人材の育成を推進

(5) 国際バカロレア教育の導入

国際バカロレア教育導入事業（教育委員会高校教育課）〔R4：2,000千円〕

○グローバル化の進展に伴い真に国際社会で活躍できる人材を育成するため、県立高等学校への国際バカロレア教育の導入を推進

令和4年度 事業計画	・準備委員会設置、導入校決定 ・調査研究（先進校訪問、ワークショップ受講）
---------------	------------------------------------------

本年度の実践委員会と総合教育会議における主な意見

1 ICTを活用した教育の推進と新時代の教員育成

学校教育における様々な課題の解決を図り、教育の質の向上につなげていくため、具体的にどのようなICTの活用策が考えられるか。また、ICTの活用を進めていく上で、どのような点に留意する必要があると考えるか。

教育の質の向上を図るため、教員にはどのような資質・能力が求められ、それをどのように育成していけばよいと考えられるか。

◆実践委員会（5月11日）

- 教育委員会によるICTを活用した講義動画の共有の取組は素晴らしい。公立学校の「スーパー先生」と私立学校との交流のように垣根を越えて、静岡の教育に携わる者の英知を結集した取組を検討してほしい。
- ICT導入はコンテンツを組むのは大変でインシャルコストはとても大きいですが、一度作れば少しずつ変えていけばよいのでランニングコストを小さくできるのが特色である。一方で全て自分で作る必要はなく、優れたティーチング素材を共有したり、素材集を教員が使えたりする状況ができるとよい。
- ICTの効果的な活用において、LMS（学習管理システム）の潜在的可能性を強調したい。LMSのポイントは学びが蓄積されるというところにあり、生徒からすれば、自分の学習に関する情報の一元化ができ、非常に重要な振り返りのツールとなるので、早期の導入実現を希望する。
- これからの教員には、コーチング、ファシリテーター、メンターのスキルが必要なので養成段階の学生や若手の教員に様々な経験をする機会を与えてほしい。
- 病気の治療をしている子供たちがICTが進展する恩恵にあずかっている面もあるが、一方で大きな病院でなければ患者向けのWi-Fiが飛んでおらず、院内学級の子供たちが取り残されてしまっている側面があるので、デジタルデバイドを考えると、この点に留意してほしい。
- ICTの利点は、瞬時に世界中がつながることである。また、オンラインで各国の高校生が語り合うことで、日本の高校生は、英語ができないとこれからの世の中は生きていけないということをまざまざと自覚することになり、英語の勉強意欲を高めるという別の副産物も出てきている。
- ICTを活用した教育は素晴らしいが、留学に勝るものはない。五感を磨くためには、ICTではできない部分が多い。ICTを利用して様々な国を学び、新型コロナウイルス感染症の収束後にオンライン上で知り合った人に会いに海外へ行きたいと思えるようなことができればよい。

◆総合教育会議（7月6日）

- ICTはあくまでツールであり、その活用が目的化しないように留意しながら、生徒一人一人あるいは教員全員が自らを育み、新たな教育手法を取り入れるということでICTを使いこなしていくことが大切。
- 人工知能やAIとICTを組み合わせることで、基礎教育を充実していくことが可能になる。組み合わせる使えば、教員の負担が相当軽減されるので、その結果として生み出される余剰時間を他の教育のために仕向けることができるという絶大な効果が期待できる。
- ICTを全く使わない時間をあえて計画的に教育の中に取り込んでいくことが必要である。いかに生身のコミュニケーションを体験していくか、情緒教育を行っていくかという観点からは、ICTを離れた形での教育を同時並行で行っていくことが必要。
- 学習面でのICTの活用は進んでいるが、業務の効率化にICTを活用するという目線をもっと持ってほしい。
- タブレット、ICT機器を導入したということは、ある時点で一斉に更新しなければならないという課題が出てくる。更新の時期にどうするかという準備を今から行っておく必要。
- 教育的なコンテンツを収集し使えるようにすることを組織として行うべきであり、その中核を担うのは図書館だと考える。図書館の大きな役割として、デジタルコンテンツを整備して提供していくということを考えてほしい。
- 授業動画を共有サイトに上げるのであれば、使う側、使われて学びを深めた側の両方の評価が入っても面白い。評価や点数などから、動画としてどういう教育教材が良いのか分析していけるようになればよい。
- ICT活用による教育の質の向上については、通常の講義は授業動画を通して家で行い、学校ではディスカッションや演習に時間を使うなど、対面で行わなければならないことは何かを突き詰めていくことが必要。

2 誰もがスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境の整備

子供たちが日常的にスポーツ・文化芸術に関心を持ち、親しむことができる機会を充実させていくために、具体的にどのような取組が考えられるか。また、部活動やその大会等の在り方についてどのように考えるか。

国際大会の開催を一過性のものとすることなく、スポーツ・文化芸術活動の促進につなげていくために、具体的にどのような取組が考えられるか。

◆実践委員会（5月11日）

- SPAC演劇アカデミーにおいて、高校生に対し、演劇をする上で学問は必ず役に立つと言っている。自分のやりたいことに役立つと思えば、急に学問にも興味が沸いてくる。
回り道は損だというコスパ至上主義のようなものが芸術家を目指す人にも広まっているが、遠くまで到達するためにもっと回り道をしようと言っておりそれがいずれ世界の第一線で活躍できる人材の育成につながっていくと信じている。
- デジタルミュージアムは現物を見るわけではないので懐疑的であったが、コロナ禍で一気に広がり、その効能の方がはるかに大きいことが分かった。芸術に触れる機会やアクセスする機会は平等にしたい。そのためには、デジタルミュージアムは有効であり、こうしたできあがっている仕組みを利用するのも一つの考え方である。
- 子供たちの感受性が強くなる小学生の時期に、親は子供たちを世界的な美術品の展示に連れて行ってほしい。親と一緒に美術品を見たことは忘れられず心に刻まれ、その感動が人間の心を育成する。
- 学校や生徒の活動現場は、競技選手化したコア層と楽しみながら運動したいというライト層の二極化が進んでいる。スポーツ行政を考えていく場合、後者との絡みが大事であり、県のスポーツ人材バンク制度は非常に面白い。
- 競技人口を増やす、強くするということにとどまると、スポーツが衰退していくことになる。スポーツを通じて地域社会や企業が抱える課題を解決するというwin-winの関係を作りながら静岡県に寄与していきたい。
- ハード面に加え、ソフト面として世代を超えた食育も推進してほしい。栄養士も多く、食材等も非常に豊かな環境にある。県のリーダーシップで、現場レベルでつなげ、心身ともに強く豊かな子供が育つ日本でナンバーワンの県を実現する取組をしてほしい。
- 表現力を養成する取組として、企業や店舗を小学4年生から6年生が訪れ、体験するだけでなく、取材をし、子供会議をしポスターを作るという事例がある。取材をすることで、前に踏み出す力、チームで働く力、考え抜く力がつく。リアルな情報がほしいと伝えることで薄っぺらな表現にならないようになってきた。

◆総合教育会議（7月6日）

- 才能を発揮して将来はその道に進みたいと考えている生徒と、楽しみながらやりたい生徒がいるので、両方が満足できる環境づくりが大切。子供たちがスポーツや文化芸術活動から離れてしまうきっかけの一つは評価されてしまうことであり、周りの大人の声掛け一つで子供たちの参加意欲が左右されるということは、大人の責任として考えなければならない。

トライする姿勢はしっかりと評価することが大事である。常に周りの大人たちが子供を優しい目で見守っていくということを啓発していくことが大事である。

- 様々な競技に向けて対応できるマルチスポーツ的な要素を取り入れ球技であれば球技のプラットフォームになるような活動をしていくのもよい。

マルチスポーツを楽しめるルールを開発していくこともスポーツに親しめる環境整備の一つになる。誰もやったことがなく正解が分からないからこそ皆が楽しめる。そういう VUCA（変動制、不確実性、複雑性、曖昧性）の要素を取り入れたルール変化も面白いと思って活動している。

- デジタルミュージアムは、遠くにいながら大きな美術館や博物館のコンテンツを味わえるという意味で、整備を是非進めてほしい。学習コンテンツだけでなく、アートなどもデジタルコンテンツとしてきちんと整理し県民に提供していくということを新しい図書館のミッションとして捉えてほしい。

- いかにも本物に触れる機会、出会う機会、体験する機会を多く子供たちに与えるかに尽きる。そういう観点から、スポーツ、文化、芸術のいずれであっても、カリキュラムの中に本物に触れる機会を組み込んで体験的に出会ってもらう仕組みが必要。

- 人工知能と ICT を組み合わせることで基礎教育の相当部分が置き換わっていく。教員の役割は、教えることではなく、導いていくこと、引き出していくこと、伸ばすこと、考えさせることになってきており、ICT を使わない場面での能力がますます必要。

- スポーツの本当のすばらしさは、汗をかくことである。スポーツは得意、不得意があるが、汗をかいて体験するのは誰でもできる。スポーツを通じて人間としての在り方を学ぶので、そういうリアルの世界に住んでほしい。

- 特に小学校の感受性の強いときに教員がどう評価するのかは大事である。評価は教員の最も大事な仕事であり、教育委員会を通じて教員をしっかりと教育してほしい。

3 誰一人取り残さない学びの保障

子供たちの社会経済的、家庭的な背景や多様な教育ニーズに対応し、誰もが等しく教育を受けられる機会を確保するために、具体的にどのような取組が考えられるか。

子供たちが自らの可能性を最大限に伸ばし、これからの時代に求められる資質・能力を育むことのできる教育を実現するために、具体的にどのような取組が考えられるか。

◆実践委員会（9月14日）

- 親の所得等の環境を子供自身で変えるのは困難であることを前提として、子供には、どうすれば幸福を追求でき、自分の能力を高めていけるかを気付いて対処していく力が必要になっていく。
- 従来の静的、直線的、固定的、受動的なやり方でなく、子供たちの自主自立を促す教育のため、ラーニング・コンパス（学びの羅針盤）を理解して教育に取り込んでいくことが必要である。
- 進学校では、課題を多く与える管理型になってから不登校が増えている。結果重視が保護者や社会の求めるところだが、教育先進国の北欧では、脳科学分野の先生のアドバイスを得て教育プログラムを考えており、そうしたアプローチも研究してほしい。
- コロナ禍で顕在化した所得格差への支援を充実していかないといけない。放課後子供教室が年々増えているが、こうした施策の予算を増やすべきである。
定年後のシニア世代や地域に貢献したいと考えるやる気のある高校生等も巻き込み、場所を借りて放課後に教室を開くといったきめ細かいことを行うとよい。そこに子供たちを行かせるためには、教員だけでなく、民生委員に協力を求めるなどの工夫が大事である。
- 家庭のインターネット環境に差があり、リモート授業が増えれば、その差が一層広まる懸念がある。家庭の収入と関係なく、環境を平準化する必要がある。
- コロナ禍の不安定な世の中で、子供のメンタルにも大きな変化が起こりつつあり、教員に届いていない多くの問題があると思う。学校では、子供たちの考えていることを引き出し、課題を解決していくため、現場目線でアクションを起こした方がよい。実践委員会でも、見えていないところに目を向けていくことも必要である。
- 経済的に困っている人の具体的な数を見ると当事者意識が出てくる。様々なセーフティーネットが用意されているが、多くの人たちは自分の仕事ではないと思っている可能性がある。一人一人が社会の課題について当事者意識を持つことが大事である。

◆総合教育会議（10月22日）

- 様々な機会均等に対して用意されている取組と要支援者をどのようにつないでいくかに課題がある。つなぐ役割を担う教員へのサポートとして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置が少しずつ進んでいるが、圧倒的に人数が不足している。
- 本人の自覚がなく支援につながらないケースも発生している。要支援者とシステムをつなぐのが公教育ならではの大きな役割であるので、つなぐ部分の手厚いサポートが必要。
- どのような立場や状況にある生徒であっても、どのような形でも構わないので居場所を提供することが不可欠である。学校と居場所の連携・協調体制が運営上の仕組みとして重要。
また、公的な財政的支援と人的支援が居場所の体制を更に実効性のあるものとするために必要である。ICTを駆使して居場所の在り方を更に追求することで、教育弱者は、疎外感を抱くことなく、社会とつながっていると体感できるようになる。
- 出る杭をつくり、引っ込んだ杭も認め合う「凸凹社会」が当たり前になってほしい。教育では、学校文化の変革を図り、同質性、画一性、均一性を求めない考え方や価値観を広めていくことが必要。
- 企業は、単に利益を上げるだけでなく、SDGsやESGの観点から社会に貢献していく立場であるので、教育との接点がこれまで以上にあることが望ましい。財政的支援や人的支援も企業と連携・協調して推進していくことで、結果として教育弱者の支援につながっていく。
- 個人の置かれている環境や条件は千差万別であり、予算や人材にも限界がある中で、全ての対策を実現していくには無理がある。現実的には、優先順位を付け、県が持っている資源の中で効率的に効果的な対策を打っていくことが必要。
- 様々な政策が幅広く用意されているが、それぞれの厚みが十分に足りているのか検証されていないという印象がある。例えば、経済的困窮者に対する支援について、何人程度が対象でどの程度カバーできているのかを検証しつつ進めていくことが必要。
- SDGsで掲げる「誰一人取り残さない」という目標は崇高だがそれをどう実現するかが当面の課題である。何が足りないかをよく見極め少しずつでも前進するようにしないと成果が出てこない。進め方の十分な分析と配慮が必要。
- 自分の目標や向いていることが分からない子どもが多く見られる。大人が自分の経験からバイアスがかかったアドバイスをしてしまうことで、子どもの可能性を狭める危険性もあるということ子どもに接する立場の大人は自覚しておかなければならない。子どもの真にやりたいことに寄り添う大人の姿勢を育むためにどういうことをすべきかという視点も必要。